

令和5年度

# さいたま市公民館要覧

さいたま市教育委員会 生涯学習総合センター



# 目次

---

## 1 生涯学習総合センター・公民館概要

(1) 令和5年度 生涯学習総合センター・拠点公民館・地区公民館 基本方針	1
(2) 令和5年度 生涯学習総合センター 事業方策	3
(3) 令和5年度 拠点公民館・地区公民館 事業方策	5
(4) 令和5年度 生涯学習総合センター・公民館組織図	7
(5) 生涯学習総合センター・公民館配置図	8
(6) 生涯学習総合センター・公民館施設概要	9
(7) 施設詳細（定員・部屋面積・利用時間）	11
(8) 交通・駐車場一覧	19
(9) さいたま市立公民館利用案内（概要）	23

## 2 令和4年度事業報告

(1) 令和4年度 生涯学習総合センター・公民館施設利用状況	25
(2) 統計推移（予算・公民館数・施設利用）	26
(3) 令和4年度 生涯学習総合センター・公民館 主催事業一覧	27
(4) 令和4年度 生涯学習総合センター・公民館 主催事業一覧（区別）	28
(5) 令和4年度 生涯学習総合センター・公民館 主催事業風景	30
(6) 令和4年度 さいたま市公民館運営審議会 開催実績	32

## 3 参考資料

(1) 公民館年表	33
(2) 社会教育法第1・3・5章抜粋	34
(3) さいたま市公民館条例	39
(4) さいたま市公民館条例施行規則	45
(5) さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設 予約システムの利用に関する規則	54
(6) さいたま市公民館運営要綱	58



# 1 生涯学習総合センター・公民館概要



# 令和5年度

## 生涯学習総合センター・拠点公民館・地区公民館

### 基本方針

社会教育法及びさいたま市公民館条例等に基づき設置される生涯学習総合センター及び公民館では、さいたま市総合振興計画基本計画実施計画、さいたま市公民館ビジョン、公民館運営審議会からの意見等を踏まえ、以下のとおり基本方針を定めます。

#### 基本方針

- 1 市民のニーズや地域的課題に対応した学習機会を提供するとともに、安全にかつ安心して学ぶことができる環境整備を推進していく。
- 2 学習で得た知識や技術を地域へ還元する機会を拡充し、活力ある地域づくりを推進していく。
- 3 公民館における学習活動を通じて、コミュニティづくりを推進し、「人と人をつなぐ、地域と人をつなぐ、地域と地域をつなぐ」を支援していく。

#### 関連計画

##### 1 さいたま市総合振興計画基本計画実施計画

##### 第4編 実施計画事業 I 各分野の施策と事業

##### 第4章 教育

##### 第1節 人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進

##### 実施計画事業

##### ○ さいたま市民大学事業の推進

市民の高度で専門的かつ多様な学習要求に応えるとともに、自発的な学習活動を促し、豊かな生涯学習社会を築くため、さいたま市民大学を実施します。

##### ○ 子どもの学び・親子の育ちの支援の充実

体験講座などの学びの場や、地域の方々との交流の場を提供し、子どもたちの地域への愛着等をはぐくむことを目的とした夏休み子ども公民館や中学生・高校生が講師や講師助手、ボランティアを務める事業を実施します。

また、子育て中の親同士が交流し学び合うことで、自分自身や子育てについて改めて考え、親として成長することを目的とした親の学習事業を実施します。

##### ○ 公民館施設リフレッシュの推進

「さいたま市公民館施設リフレッシュ計画」に基づき、施設の老朽化対策を進めるとともに、バリアフリー化、脱炭素化を推進し、安全・安心で持続可能な学習環境を市民に提供します。

## 2 さいたま市公民館ビジョン

「さいたま市生涯学習ビジョン」「さいたま市公民館ビジョン」「さいたま市図書館ビジョン」の3ビジョンが三位一体となって、市民の学びをサポートします。

### ○ 公民館ビジョン実現に向けた取組

公民館ビジョンを実現するために、公民館では、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を地域住民と共に進めるために、「さいたま地域づくりプロジェクト」として3つの行動目標を掲げ、全ての公民館が一丸となってプロジェクトを推進します。



---

---

# I. 生涯学習総合センター 事業方策

---

---

## 1 生涯学習総合センターの管理・運営

施設を快適に利用することができるよう、適切な対応を行う。

安全・安心に利用することができるよう、施設等の維持管理を行う。

## 2 公民館主催事業の統括（公民館主催事業の指導及び助言）

生涯学習総合センター及び公民館の事業計画・報告のとりまとめを行う。

公民館が市民の学習ニーズに応じた、適正な事業を実施するための指導・助言を行う。

## 3 さいたま市公民館運営審議会の事務局

さいたま市公民館運営審議会の運営に係る事務を行う。

（会議通知の送付、議事録作成、会議の公開等）

## 4 公民館職員の人材育成（職員研修）

公民館職員人材育成指針に基づき、公民館職員に必要な知識、技能、資質等を養うことを目的とした研修を、各区で実施する区内公民館職員研修と連携しながら計画的・体系的に実施する。

（1）公民館職員人材育成指針「さいたま市公民館が求める職員像」

ア 社会教育・生涯学習に関する高い識見をもつ職員

イ 地域的課題解決に向けて地域住民と協働する職員

ウ 公民館運営の専門的知識・技能をもつ職員

## 5 市民の学習活動の支援・学習情報提供・学習相談の推進

より多くの人々が生涯学習活動に参加することができるよう、学習を通じた人と人をつなぐための支援や、市民の学習ニーズに対応した学習情報の提供やボランティアとの協働による生涯学習相談事業を実施する。

（1）生涯学習情報コーナーの充実

公民館報の掲示、団体や公民館以外の各種講座等に関する広報物の設置を行う。

（2）生涯学習情報システムにおける団体情報公開

生涯学習情報システムにより、公民館登録団体等の情報提供を行う。

（3）生涯学習相談事業の実施

生涯学習相談ボランティアとの協働による相談事業を実施し、市民の学習ニーズに応じた学習情報を提供する。

## 6 全市域を対象とした主催事業等の推進

### （1）市民の参加の拡大につながる事業の調査・研究

各年齢層のニーズに応えられる事業について、調査・研究を行い、事業企画につなげていく。

## **(2) 現代的課題をテーマとした生涯学習事業の推進**

社会の変化に市民が対応していけるよう、子育て支援、ICT学習、青少年・若者など、様々な現代的課題をテーマとした事業を実施する。

また、より質の高い学びを提供するため、公民館講座「e公民館」からのコンテンツ配信やオンライン講座、「オンライン講座」と「対面による講座」を組み合わせたハイブリッド講座などを内容や対象に合わせて実施する。

## **(3) 子どもの学び・親子の育ちの支援の充実**

総合振興計画基本計画実施計画に基づき、子育て中の親同士が交流し学び合うことで、自分自身や子育てについて改めて考え、親として成長することを支援する親の学習事業を実施する。

## **(4) さいたま市民大学事業の推進**

総合振興計画基本計画実施計画に基づき、市民の高度で専門的かつ多様な学習要求に応えるとともに、自発的な学習活動を促し、豊かな生涯学習社会を築くため、さいたま市民大学を実施する。

## **(5) ボランティア養成事業及び養成した人材を活用した事業の推進**

市民の生涯学習活動を支援するため、地域における生涯学習の場で活動できるボランティアを養成するとともに、スキルアップ研修を実施し、活用を推進する。

## **(6) 障害者の生涯学習の推進**

障害者が、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、障害をテーマとした事業や障害者に配慮した事業など、様々な学習機会について情報提供をする。

# **7 公民館施設の整備**

## **公民館安心安全整備事業の推進**

### **(1) 公民館施設リフレッシュの推進**

「さいたま市公民館施設リフレッシュ計画」に基づき、施設の老朽化対策を進めるとともに、バリアフリー化、脱炭素化を推進し、安全・安心で持続可能な学習環境を市民に提供する。

### **(2) 公民館エレベーター設置事業**

公民館のバリアフリー化を推進するため、エレベーター等の設置を推進する。

---

---

## Ⅱ. 拠点公民館・地区公民館 事業方策

---

---

### 1 拠点公民館業務

#### 区内公民館主催事業の統括（区内公民館主催事業の指導及び助言、調査・研究）

区内公民館の事業計画・報告のとりまとめを行う。

区内公民館の適正な事業実施のための指導・助言を行う。

### 2 拠点公民館・地区公民館事業

#### （１）拠点公民館・地区公民館の管理

施設を快適に利用することができるよう、適切な対応を行う。

#### （２）公民館活動への市民参加の拡充

現在、利用している市民はもとより、潜在的な学習ニーズを抱えながら公民館を利用できていない市民の参加を促すため、公民館についての市民の認識を深めるよう努める。

#### （３）区内公民館職員研修の推進

生涯学習総合センターが実施する公民館職員研修と連携しながら、区内公民館の職員同士の交流を深め、業務・専門能力や意識・意欲の向上を図る。

#### （４）市民の学習活動の支援・学習情報提供の推進

より多くの方が生涯学習活動に参加することができるよう、生涯学習情報を収集・整理・提供し、学習を通じた人と人をつなぐための支援や、市民の学習ニーズに対応する。

#### （５）主催事業の推進

様々な年齢層のニーズに応えるために、以下の内容を取り入れた事業を実施するとともに、人づくり・つながりづくり・地域づくりの一層の充実のため、各公民館が地域の資源や人材を生かす事業を実施し多様な学習機会を提供する。また、講座参加者アンケート等を通じ市民の学習ニーズに応じた講座・事業を実施する。

#### ①地域的課題・地域への愛着を育むことをテーマとした生涯学習事業の推進

地域的課題や地域への愛着を育むことをテーマとした事業を実施し、未来に誇れる地域づくりを進める。

#### ②子どもの学び・親子の育ちの支援の充実

総合振興計画基本計画実施計画に基づき、体験講座などの学びの場や、地域の方々との交流の場を提供し、子どもたちの地域への愛着等をはぐくむことを目的とした夏休み子ども公民館や中学生・高校生が講師や講師助手、ボランティアを務める事業を実施する。

また、子育て中の親同士が交流し学び合うことで、自分自身や子育てについて改めて考え、親として成長することを支援する親の学習事業を実施する。

### ③公的機関との連携事業の推進

学校及び生涯学習施設のほか、関係部局や区役所等との連携による事業を実施する。

### ④市民・団体等との連携事業の推進

地域で活動する団体・ボランティア・NPO・民間企業等との協働による事業を実施する。

### ⑤現代的課題をテーマとした生涯学習事業の推進

社会の変化に市民が対応していけるよう、コミュニティづくり、子育て支援、高齢者支援、食育、環境、防災、男女共同参画など、様々な現代的課題をテーマとした事業を実施する。また、同和問題、女性、子ども、高齢者、外国人、その他様々な人権課題をテーマとした事業を実施する。

さらに、青少年・若者世代が、地域コミュニティの拠点である公民館へ気軽に集うことができる魅力的な事業の実施や青少年・若者が地域と交流することができる機会を提供する。

### ⑥ICTの活用による生涯学習支援の推進

オンライン化の促進による新たな学びの提供や、ICT技術を活用するための情報格差解消の支援を行う。

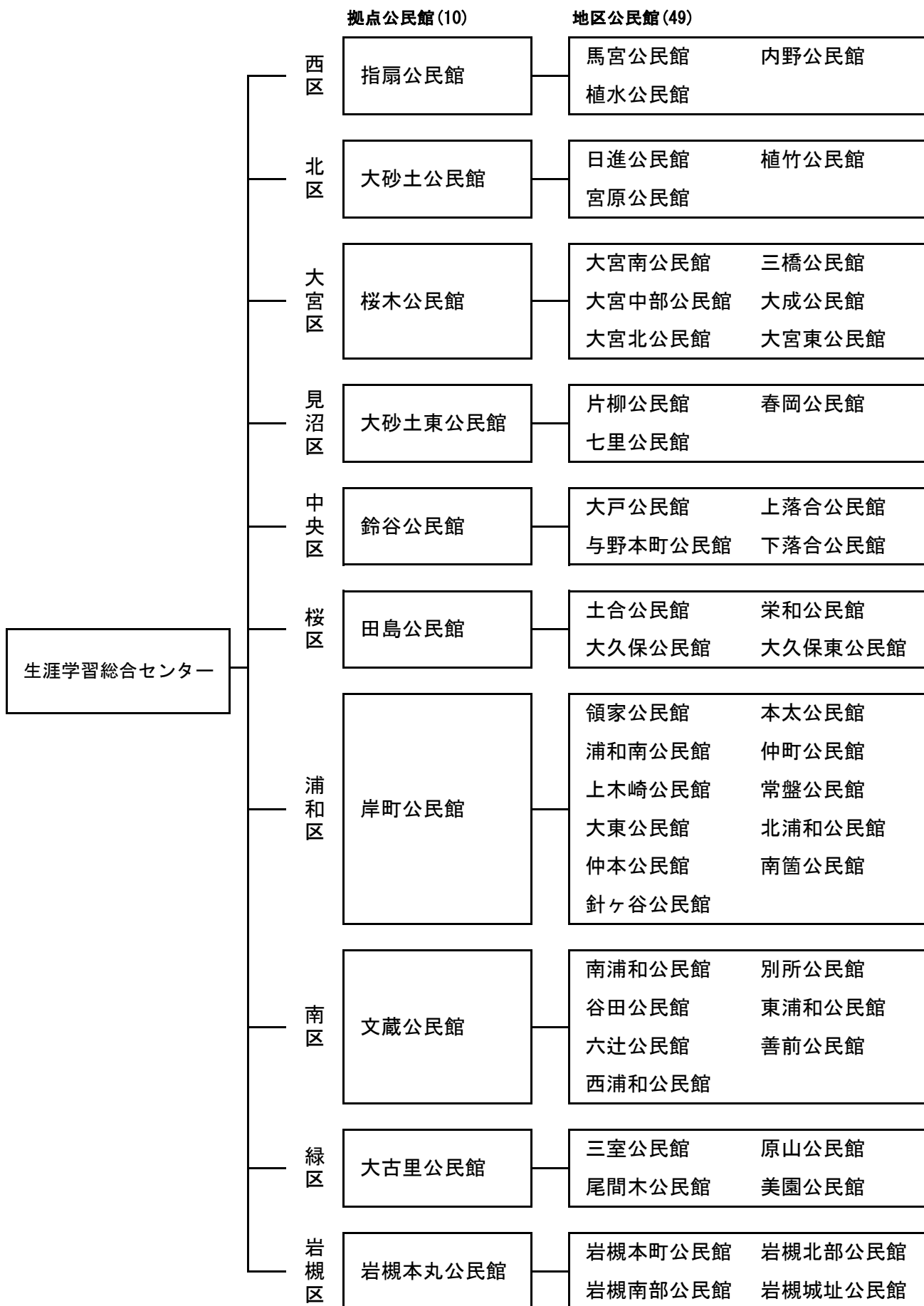
新たな学びの提供については、公民館講座「e 公民館」からのコンテンツ配信やオンライン講座、オンデマンド講座や「オンライン講座」と「対面による講座」を組み合わせたハイブリッド講座など、講座の内容や対象にふさわしい手段を検討し実施する。

また、高齢者などの世代や地域等によって情報格差が生じないよう、スマホ・パソコン教室等のデジタルデバイド解消のための学習機会を提供する。

### ⑦障害者の生涯学習の推進

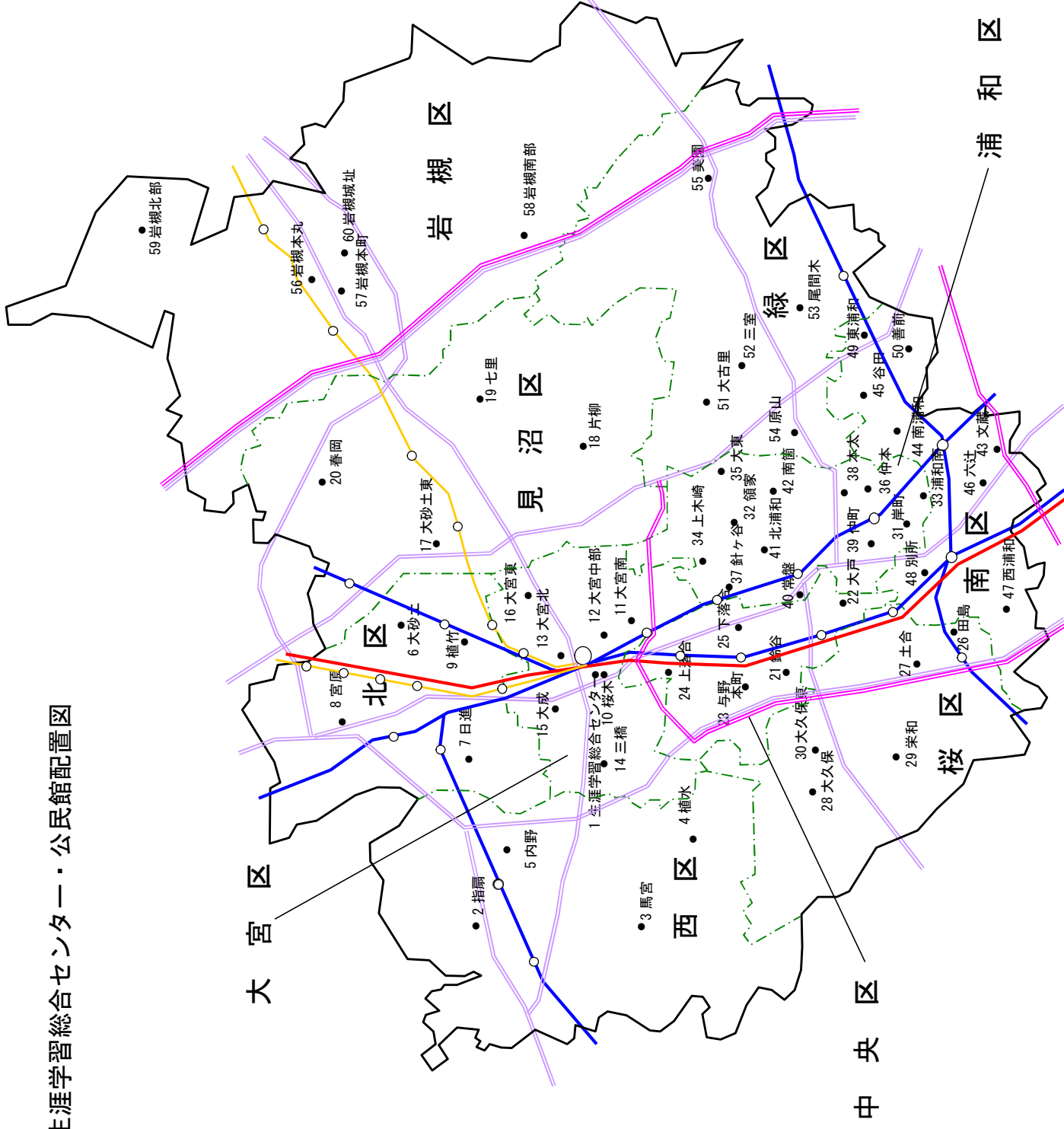
障害者が、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、障害をテーマとした事業や、障害者に配慮した事業を実施するなど、様々な学習機会を提供する。

# 令和5年度 生涯学習総合センター・公民館組織図



# 生涯学習総合センター・公民館配置図

- 1 生涯学習総合センター
- 2 指扇公民館
- 3 馬宮公民館
- 4 榑水公民館
- 5 内野公民館
- 6 大砂土公民館
- 7 日進公民館
- 8 宮原公民館
- 9 榑竹公民館
- 10 榑木公民館
- 11 大宮南公民館
- 12 大宮中部公民館
- 13 大宮北公民館
- 14 三橋公民館
- 15 大成公民館
- 16 大宮東公民館
- 17 大砂土東公民館
- 18 片柳公民館
- 19 七里公民館
- 20 春岡公民館
- 21 鈴谷公民館
- 22 大戸公民館
- 23 与野本町公民館
- 24 上落合公民館
- 25 下落合公民館
- 26 田島公民館
- 27 土合公民館
- 28 大久保公民館
- 29 栄和公民館
- 30 大久保東公民館
- 31 岸町公民館
- 32 領家公民館
- 33 浦和南公民館
- 34 上木崎公民館
- 35 大東公民館
- 36 仲本公民館
- 37 針ヶ谷公民館
- 38 本太公民館
- 39 仲町公民館
- 40 常盤公民館
- 41 北浦和公民館
- 42 南宮公民館
- 43 文蔵公民館
- 44 南浦和公民館
- 45 谷田公民館
- 46 六辻公民館
- 47 西浦和公民館
- 48 別所公民館
- 49 東浦和公民館
- 50 善前公民館
- 51 大古里公民館
- 52 三室公民館
- 53 尾間木公民館
- 54 原山公民館
- 55 美園公民館
- 56 岩槻本丸公民館
- 57 岩槻本町公民館
- 58 岩槻南部公民館
- 59 岩槻北部公民館
- 60 岩槻城址公民館



## 生涯学習総合センター・公民館施設概要

令和5年4月1日現在

区	No.	館名	所在地	電話	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡) (併設施設) (※1)	建築年月日	地区面積 (km <sup>2</sup> )
	1	生涯学習総合センター	大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ	643-5651	2330.15	928.98 (桜木公民館ほか)	H16.2.20	
西 区	2	指 扇 公 民 館	西区西大宮2-13-1	622-4424	750.61	1,344.59	S55.7.4	10.39
	3	馬 宮 公 民 館	西区大字西遊馬236-2	623-1904	679.60	1,557.84 (馬宮支所)	S57.3.20	10.05
	4	植 水 公 民 館	西区大字中野林173-2	623-0989	797.50	2,847.00 (植水支所)	S63.8.31	5.18
	5	内 野 公 民 館	西区三橋6-1457-1	623-5735	1,089.18	3,735.95	H26.2.28	3.51
北 区	6	大 砂 土 公 民 館	北区本郷町284	666-3593	642.64	1,343.46	S60.2.28	3.91
	7	日 進 公 民 館	北区日進町2-1195-2	663-6611	648.62	1,581.00	S61.2.28	3.36
	8	宮 原 公 民 館	北区宮原町4-66-4	667-0621	639.31	1,477.16	S55.3.25	7.73
	9	植 竹 公 民 館	北区盆栽町430	666-1127	613.10	1,135.72	S52.3.25	1.87
大宮区	10	桜 木 公 民 館	大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ	643-5652	1,087.49	928.98 (生涯学習総合センターほか)	H16.2.20	1.62
	11	大 宮 南 公 民 館	大宮区吉敷町4-223-2	641-4980	656.32	1,408.00	S55.3.25	2.19
	12	大 宮 中 部 公 民 館	大宮区仲町3-30-2	641-8955	610.63	471.59	S53.3.25	1.43
	13	大 宮 北 公 民 館	大宮区宮町3-113-3	641-3747	643.76	1,382.43	S58.3.25	0.71
	14	三 橋 公 民 館	大宮区三橋2-20	642-6893	940.13	889.25 (三橋小学校敷地内)	H12.3.16	3.20
	15	大 成 公 民 館	大宮区大成町2-335-1	663-4927	660.42	1,510.00	S62.3.10	1.47
	16	大 宮 東 公 民 館	大宮区堀の内町3-140	643-4391	612.07	557.74	H2.3.20	2.27
見沼区	17	大 砂 土 東 公 民 館	見沼区大和田町2-1445	684-9226	574.44	1,099.47	S54.7.10	6.34
	18	片 柳 公 民 館	見沼区大字東新井117-2	684-3492	637.85	1,755.43 (片柳支所)	S56.3.23	10.71
	19	七 里 公 民 館	見沼区大字東宮下265-1	686-4721	653.58	3,766.35	S59.3.28	7.25
	20	春 岡 公 民 館	見沼区深作1-5-1	685-6911	644.13	1,913.00 (春岡支所)	H2.3.31	6.40
中央区	21	鈴 谷 公 民 館	中央区鈴谷7-5-11	859-7322	2,088.14	3,433.48	H19.2.2	1.70
	22	大 戸 公 民 館	中央区大戸3-14-21	832-5495	544.59	375.70	S46.3.2	1.37
	23	与 野 本 町 公 民 館	中央区本町西1-14-12	853-6007	662.31	876.00	S47.2.28	2.96
	24	上 落 合 公 民 館	中央区上落合6-9-3	852-3132	1,474.47	2,002.17	S50.1.16	1.08
	25	下 落 合 公 民 館	中央区下落合5-4-17	854-3411	812.81	733.44	S54.6.30	1.08
桜 区	26	田 島 公 民 館	桜区田島3-27-6	863-0400	1,796.76	1,421.99	H7.3.24	3.13
	27	土 合 公 民 館	桜区西堀4-2-35	862-5135	1,108.71	3,063.43 (土合支所)	S61.3.5	3.46
	28	大 久 保 公 民 館	桜区大字五関839-2	854-8441	801.27	2,863.85 (大久保支所)	S44.8.1	4.21
	29	栄 和 公 民 館	桜区道場2-11-27	857-1127	688.36	745.72	H1.3.28	3.06
	30	大 久 保 東 公 民 館	桜区大字大久保領家131-6	851-6586	2,146.01	1,969.07 (大久保東児童センターほか)	H16.3.10	3.54
浦和区	31	岸 町 公 民 館	浦和区岸町5-1-3	824-0168	3,821.72	3,511.93	S54.9.25	0.57
	32	領 家 公 民 館	浦和区領家4-21-21	831-2265	1,039.47	1,058.12	H25.2.28	0.75
	33	浦 和 南 公 民 館	浦和区神明1-28-13	822-1088	551.88	333.20	S43.3.30	0.36
	34	上 木 崎 公 民 館	浦和区上木崎3-2-14	831-5342	645.85	887.73	S54.3.31	1.65

## 生涯学習総合センター・公民館施設概要

令和5年4月1日現在

区	No.	館名	所在地	電話	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡) (併設施設) (※1)	建築年月日	地区面積 (km <sup>2</sup> )
浦和区	35	大東公民館	浦和区大東2-13-16	886-0656	674.40	988.36	S55.3.31	1.48
	36	仲本公民館	浦和区本太2-12-40	882-4695	544.55	602.21	S50.8.13	0.98
	37	針ヶ谷公民館	浦和区針ヶ谷3-4-14	833-4165	613.84	751.32	S53.3.22	0.55
	38	本太公民館	浦和区本太4-3-23	887-4933	713.78	1,433.67 (本太保育園)	S56.3.31	1.07
	39	仲町公民館	浦和区常盤4-1-12	822-8425	789.79	1,319.85	S57.2.12	1.08
	40	常盤公民館	浦和区常盤9-30-1	832-1841	1,000.75	973.00	S53.3.20	1.15
	41	北浦和公民館	浦和区北浦和2-19-25	832-3139	679.83	790.57	S59.3.14	0.40
	42	南筒公民館	浦和区領家3-15-10	882-1721	901.08	941.95	H6.3.30	1.16
南区	43	文蔵公民館	南区文蔵4-19-3	845-5151	1,905.91	1,892.00 (文蔵児童センターほか)	H11.3.29	0.85
	44	南浦和公民館	南区大谷場2-6-25	882-6035	958.06	2,842.38 (南浦和コミュニティセンター)	H3.3.15	1.68
	45	谷田公民館	南区大字大谷口1089-1	882-9272	908.98	2,515.91 (大谷口保育園)	S52.3.18	1.91
	46	六辻公民館	南区根岸3-10-7	861-1930	638.77	1,496.86 (南消防署)	S44.8.5	2.86
	47	西浦和公民館	南区曲本2-7-11	862-9522	700.86	1,371.50	S54.3.24	2.02
	48	別所公民館	南区別所5-21-13	864-6781	635.65	833.11	S53.2.22	1.65
	49	東浦和公民館	南区大字大谷口5339	874-0550	825.65	1,000.29	H4.3.23	1.92
	50	善前公民館	南区大字太田窪2504-5	887-0580	1,449.74	997.49	H22.8.9	1.22
緑区	51	大古里公民館	緑区大字三室2614-2	810-4155	1,276.10	2,083.01	H11.3.11	2.22
	52	三室公民館	緑区大字三室1946-5	873-2594	607.48	986.78 (三室支所)	S47.3.21	4.77
	53	尾間木公民館	緑区大字大間木472	873-4993	1,340.99	5,982.70 (緑消防署ほか)	H28.2.24	5.00
	54	原山公民館	緑区原山2-33-1	882-8321	633.46	799.99	S55.3.19	1.36
	55	美園公民館	緑区大字大門1973-1	878-0515	893.93	1,444.00	S49.3.30	11.84
岩槻区	56	岩槻本丸公民館	岩槻区本丸3-17-1	758-3100	2,284.36	5,261.00	H1.3.31	9.14
	57	岩槻本町公民館	岩槻区本町4-2-25	757-6043	875.83	1,420.12 (岩槻図書館)	S53.3.27	2.82
	58	岩槻南部公民館	岩槻区大字笹久保1348-1	798-7620	1,600.08	6,085.00	S62.3.31	21.01
	59	岩槻北部公民館	岩槻区大字慈恩寺904-1	795-1881	1,903.86	3,703.00	H3.6.27	8.98
	60	岩槻城址公民館	岩槻区太田3-4-1	756-7855	1,154.43	1,983.48 (岩槻城址公園内)	S38.3.26	7.22

※1 敷地面積は、公民館及び併設施設の敷地・駐車場面積を記載しています。(三橋公民館・岩槻城址公民館を除く)



## 施設詳細（定員・部屋面積・利用時間）

午前(9:00～12:00)・午後(13:00～17:00)・夜間(18:00～21:30)・  
午前1(9:00～11:00)・午前2(11:00～13:00)・午後1(13:00～15:00)・  
午後2(15:00～17:00)・夜間1(17:00～19:00)・夜間2(19:00～21:30)

区	No.	館名	部屋名	定員/人	面積/㎡	利用時間					
西 区	1	生涯学習総合センター	講座室1	18	37	午前	午後	夜間			
			講座室2	18	37	午前	午後	夜間			
			講座室3	24	40	午前	午後	夜間			
			和室	30	71	午前	午後	夜間			
			アトリエ	20	91	午前	午後	夜間			
			音楽室	30	85	午前	午後	夜間			
			レクリエーションホール1	40	93	午前	午後	夜間			
			レクリエーションホール2	24	54	午前	午後	夜間			
			学習室1	24	50	午前	午後	夜間			
			学習室2	24	51	午前	午後	夜間			
			学習室3	18	39	午前	午後	夜間			
			多目的ホール	180	292	午前	午後	夜間			
西 区	2	指 扇 公 民 館	レクリエーションホール	100	179	午前	午後1	午後2	夜間		
			実習室	24	56	午前	午後		夜間		
			会議室	30	72	午前	午後		夜間		
			和室	30	60	午前	午後		夜間		
	3	馬 宮 公 民 館	レクリエーションホール	90	158	午前	午後1	午後2	夜間		
			実習室	30	63	午前	午後		夜間		
			工作室	30	51	午前	午後		夜間		
			会議室	60	89	午前	午後		夜間		
			和室	30	50	午前	午後		夜間		
	4	植 水 公 民 館	レクリエーションホール	81	130	午前	午後		夜間		
			大会議室	33	45	午前	午後		夜間		
			小会議室	18	31	午前	午後		夜間		
大和室			24	58	午前	午後		夜間			
小和室			6	21	午前	午後		夜間			
実習室			25	53	午前	午後		夜間			
5	内 野 公 民 館	調理実習室	25	70	午前	午後		夜間			
		多目的ホール	100	164	午前	午後1	午後2	夜間			
		会議室1	24	31	午前	午後		夜間			
		会議室2	24	33	午前	午後		夜間			
		音楽室	24	49	午前	午後		夜間			
		和室	20	34	午前	午後		夜間			
北 区	6	大 砂 土 公 民 館	レクリエーションホール	100	155	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			談話室	30	64	午前		午後		夜間	
			会議室	24	42	午前		午後		夜間	
			実習室	36	90	午前		午後		夜間	
			和室	30	43	午前		午後		夜間	
	7	日 進 公 民 館	レクリエーションホール	120	156	午前	午後1	午後2	夜間		
			第1会議室	16	27	午前	午後		夜間		
			第2会議室	36	59	午前	午後		夜間		
			第3会議室	18	37	午前	午後		夜間		
			実習室	36	72	午前	午後		夜間		
			和室	40	61	午前	午後		夜間		
	8	宮 原 公 民 館	レクリエーションホール	80	133	午前	午後1	午後2	夜間		
			多目的室	30	54	午前	午後		夜間		
			実習室	24	54	午前	午後		夜間		
			会議室	30	54	午前	午後		夜間		
			和室	30	54	午前	午後		夜間		

## 施設詳細（定員・部屋面積・利用時間）

午前(9:00～12:00)・午後(13:00～17:00)・夜間(18:00～21:30)・  
午前1(9:00～11:00)・午前2(11:00～13:00)・午後1(13:00～15:00)・  
午後2(15:00～17:00)・夜間1(17:00～19:00)・夜間2(19:00～21:30)

区	No.	館名	部屋名	定員/人	面積/㎡	利用時間			
北 区	9	植 竹 公 民 館	レクホール1	60	89	午前	午後1	午後2	夜間
			レクホール2	30	59	午前	午後1	午後2	夜間
			研修室	30	48	午前	午後1	午後2	夜間
			和室	30	59	午前	午後1	午後2	夜間
			会議室	12	21	午前	午後1	午後2	夜間
大宮区	10	桜 木 公 民 館	会議室	12	18	午前	午後		夜間
			学習室	18	26	午前	午後		夜間
			講座室1	37	45	午前	午後		夜間
			講座室2	45	61	午前	午後		夜間
			託児室	30	59	午前	午後		夜間
			レクリエーションホール	100	107	午前	午後		夜間
			調理実習室	30	84	午前	午後		夜間
			和室	30	78	午前	午後		夜間
	工作工芸室	30	70	午前	午後		夜間		
	11	大 宮 南 公 民 館	レクリエーションホール	80	195	午前	午後1	午後2	夜間
			実験実習室	36	70	午前	午後		夜間
			会議室	25	47	午前	午後		夜間
			和室	30	57	午前	午後		夜間
	12	大 宮 中 部 公 民 館	調理室	36	70	午前	午後1	午後2	夜間
			和室	10	21	午前	午後1	午後2	夜間
			第1会議室	8	14	午前	午後1	午後2	夜間
			第2会議室	12	21	午前	午後1	午後2	夜間
			第3会議室	42	70	午前	午後1	午後2	夜間
			レクリエーションホール	55	109	午前	午後1	午後2	夜間
	13	大 宮 北 公 民 館	レクリエーションホール	100	161	午前	午後		夜間
			実習室	36	65	午前	午後		夜間
			小会議室	10	28	午前	午後		夜間
			大会議室	40	65	午前	午後		夜間
			和室	40	40	午前	午後		夜間
	14	三 橋 公 民 館	和室	30	83	午前	午後		夜間
			工作工芸室	40	65	午前	午後		夜間
			調理室	40	69	午前	午後		夜間
			音楽室	30	58	午前	午後		夜間
			レクリエーションホール	120	224	午前	午後		夜間
	15	大 成 公 民 館	講座室	48	64	午前	午後		夜間
			レクリエーションホール	120	140	午前	午後1	午後2	夜間
			第1会議室	50	60	午前	午後		夜間
第2会議室			40	48	午前	午後		夜間	
第3会議室			20	27	午前	午後		夜間	
第1和室			40	53	午前	午後		夜間	
16	大 宮 東 公 民 館	第2和室	10	16	午前	午後		夜間	
		調理実習室	30	50	午前	午後		夜間	
		和室	30	48	午前	午後		夜間	
		小和室	10	14	午前	午後		夜間	
		第1会議室	12	22	午前	午後		夜間	
		第2会議室	35	50	午前	午後		夜間	
		実習室	25	67	午前	午後		夜間	
		レクリエーションホール	90	135	午前	午後		夜間	

## 施設詳細（定員・部屋面積・利用時間）

午前(9:00～12:00)・午後(13:00～17:00)・夜間(18:00～21:30)・  
午前1(9:00～11:00)・午前2(11:00～13:00)・午後1(13:00～15:00)・  
午後2(15:00～17:00)・夜間1(17:00～19:00)・夜間2(19:00～21:30)

区	No.	館名	部屋名	定員/人	面積/㎡	利用時間					
						午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
見沼区	17	大砂土東公民館	レクリエーションホール	70	104	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			実習研修室	36	80	午前		午後		夜間	
			第1会議室	18	22	午前		午後		夜間	
			第2会議室	24	30	午前		午後		夜間	
			和室	25	33	午前		午後		夜間	
	18	片柳公民館	レクリエーションホール	80	130	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			会議室	50	91	午前		午後		夜間	
			和室	30	54	午前		午後		夜間	
			小会議室	30	51	午前		午後		夜間	
			実習室	36	78	午前		午後		夜間	
	19	七里公民館	レクリエーションホール	100	151	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			大会議室	30	50	午前		午後1	午後2	夜間	
			小会議室	15	24	午前		午後1	午後2	夜間	
			実習室	30	63	午前		午後1	午後2	夜間	
			談話室	30	72	午前		午後1	午後2	夜間	
			和室	30	58	午前		午後1	午後2	夜間	
			テニスコートA	—	—	午前1	午前2	午後1	午後2	夏期のみ貸出	貸出なし
			テニスコートB	—	—	午前1	午前2	午後1	午後2	夏期のみ貸出	貸出なし
	20	春岡公民館	レクリエーションホール	80	135	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			研修室	32	48	午前		午後1	午後2	夜間	
和室(小)			10	16	午前		午後1	午後2	夜間		
和室(大)			40	47	午前		午後1	午後2	夜間		
会議室(中)			21	33	午前		午後1	午後2	夜間		
会議室(大)			27	41	午前		午後1	午後2	夜間		
実習室			26	52	午前		午後1	午後2	夜間		
中央区	21	鈴谷公民館	多目的ホール	200	200	午前		午後		夜間	
			和室	48	82	午前		午後		夜間	
			美術工芸室	40	97	午前		午後		夜間	
			調理実習室	30	73	午前		午後		夜間	
			託児室	10	15	午前		午後		夜間	
			レクリエーションホール	40	88	午前		午後		夜間	
			大会議室	80	123	午前		午後		夜間	
			小会議室1	36	59	午前		午後		夜間	
			小会議室2	36	61	午前		午後		夜間	
			音楽室	40	88	午前		午後		夜間	
	22	大戸公民館	調理室	30	58	午前		午後		夜間	
			会議室	72	84	午前		午後		夜間	
			和室	18	22	午前		午後		夜間	
			ホール	100	119	午前		午後		夜間	
	23	与野本町公民館	1階集会室	15	29	午前		午後		夜間	
			1階会議室	15	34	午前		午後		夜間	
			2階集会室	30	49	午前		午後		夜間	
			実習室	15	33	午前		午後		夜間	
			和室	20	36	午前		午後		夜間	
			ホール	100	156	午前		午後		夜間	

## 施設詳細（定員・部屋面積・利用時間）

午前(9:00~12:00)・午後(13:00~17:00)・夜間(18:00~21:30)・  
午前1(9:00~11:00)・午前2(11:00~13:00)・午後1(13:00~15:00)・  
午後2(15:00~17:00)・夜間1(17:00~19:00)・夜間2(19:00~21:30)

区	No.	館名	部屋名	定員/人	面積/㎡	利用時間						
						午前		午後		夜間		
中央区	24	上落合公民館	和室	40	72	午前		午後1	午後2	夜間		
			第1研修室	30	60	午前		午後1	午後2	夜間		
			第2研修室	30	70	午前		午後1	午後2	夜間		
			大ホール	100	120	午前		午後1	午後2	夜間		
			託児室	10	44	午前		午後1	午後2	夜間		
			集会室	30	66	午前		午後1	午後2	夜間		
			料理室	20	66	午前		午後1	午後2	夜間		
			音楽室	20	42	午前		午後1	午後2	夜間		
			体育室	180	216	午前		午後1	午後2	夜間		
			多目的室	15	31	午前		午後1	午後2	夜間		
	25	下落合公民館	研修室	30	55	午前		午後		夜間		
			調理室	25	60	午前		午後		夜間		
			ホール	150	144	午前		午後		夜間		
			和室	40	48	午前		午後		夜間		
			創作室	18	39	午前		午後		夜間		
			小研修室	18	30	午前		午後		夜間		
	桜区	26	田島公民館	美術工芸室	36	80	午前		午後		夜間	
				小会議室	30	56	午前		午後		夜間	
大会議室				36	76	午前		午後		夜間		
視聴覚室				80	144	午前		午後		夜間		
体育室				200	280	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2	
講座室				40	77	午前		午後		夜間		
調理実習室				42	70	午前		午後		夜間		
和室				30	52	午前		午後		夜間		
27		土合公民館	1階講座室	60	89	午前		午後		夜間		
			1階会議室	15	40	午前		午後		夜間		
			和室	25	83	午前		午後		夜間		
			体育室	200	231	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2	
			2階講座室	65	99	午前		午後		夜間		
			2階会議室	15	22	午前		午後		夜間		
28		大久保公民館	和室	20	35	午前		午後		夜間		
			会議室	12	21	午前		午後		夜間		
			講座室	40	50	午前		午後		夜間		
			調理室	10	20	午前		午後		夜間		
			体育室	150	202	午前		午後1	午後2	夜間		
29		栄和公民館	講座室	60	88	午前		午後		夜間		
			和室	30	61	午前		午後		夜間		
			体育室	200	211	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2	
			会議室1	24	51	午前		午後		夜間		
			会議室2	12	17	午前		午後		夜間		
			視聴覚室	48	102	午前		午後		夜間		
30		大久保東公民館	美術工芸室	30	117	午前		午後		夜間		
	調理実習室		25	88	午前		午後		夜間			
	体育室		200	263	午前		午後1	午後2	夜間			
	和室		30	43	午前		午後		夜間			
	会議室1		12	33	午前		午後		夜間			
	会議室2		24	51	午前		午後		夜間			
	会議室3		12	36	午前		午後		夜間			
	会議室4		36	67	午前		午後		夜間			
講座室	36	68	午前		午後		夜間					

## 施設詳細（定員・部屋面積・利用時間）

午前(9:00～12:00)・午後(13:00～17:00)・夜間(18:00～21:30)・  
午前1(9:00～11:00)・午前2(11:00～13:00)・午後1(13:00～15:00)・  
午後2(15:00～17:00)・夜間1(17:00～19:00)・夜間2(19:00～21:30)

区	No.	館名	部屋名	定員/人	面積/㎡	利用時間					
						午前	午後1	午後2	夜間		
浦和区	31	岸 町 公 民 館	体育館	250	376	午前	午後1	午後2	夜間		
			第1講座室	30	45	午前	午後		夜間		
			第2講座室	30	45	午前	午後		夜間		
			第3講座室	45	59	午前	午後		夜間		
			第4講座室	20	59	午前	午後		夜間		
			第1会議室	30	59	午前	午後		夜間		
			第2会議室	30	59	午前	午後		夜間		
			第1和室	65	92	午前	午後		夜間		
			第3和室	110	144	午前	午後		夜間		
			第5和室	20	29	午前	午後		夜間		
			音楽室	55	118	午前	午後		夜間		
			調理実習室	30	82	午前	午後		夜間		
			美術工作室	36	115	午前	午後		夜間		
			レクリエーションルーム	60	114	午前	午後		夜間		
	大会議室	120	220	午前	午後		夜間				
	32	領 家 公 民 館	調理実習室	25	65	午前	午後		夜間		
			多目的ホール	120	150	午前	午後1	午後2	夜間		
			会議室1	24	43	午前	午後		夜間		
			会議室2	18	29	午前	午後		夜間		
			講座室	36	56	午前	午後		夜間		
			和室	24	47	午前	午後		夜間		
	33	浦 和 南 公 民 館	図書室	12	16	午前	午後		夜間		
			講座室	42	63	午前	午後		夜間		
			和室	20	38	午前	午後		夜間		
			ホール	60	126	午前	午後		夜間		
	34	上 木 崎 公 民 館	第1講座室	45	68	午前	午後		夜間		
			和室	30	41	午前	午後		夜間		
			第2講座室	24	38	午前	午後		夜間		
			体育室	120	144	午前	午後1	午後2	夜間		
			会議室	18	27	午前	午後		夜間		
	35	大 東 公 民 館	和室(大)	30	51	午前	午後		夜間		
			和室(小)	8	13	午前	午後		夜間		
			講座室	30	62	午前	午後		夜間		
			第1会議室	10	21	午前	午後		夜間		
			第2会議室	20	30	午前	午後		夜間		
			体育室	80	174	午前	午後1	午後2	夜間		
	36	仲 本 公 民 館	体育室	100	145	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			講座室1	24	40	午前	午後		夜間		
			講座室2	36	44	午前	午後		夜間		
			和室	30	35	午前	午後		夜間		
			会議室	12	22	午前	午後		夜間		
	37	針ヶ谷公民館	和室	35	41	午前	午後		夜間		
会議室			24	34	午前	午後		夜間			
講座室			27	43	午前	午後		夜間			
体育室			150	124	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2	
研修室			20	29	午前	午後		夜間			

## 施設詳細（定員・部屋面積・利用時間）

午前(9:00~12:00)・午後(13:00~17:00)・夜間(18:00~21:30)・  
午前1(9:00~11:00)・午前2(11:00~13:00)・午後1(13:00~15:00)・  
午後2(15:00~17:00)・夜間1(17:00~19:00)・夜間2(19:00~21:30)

区	No.	館名	部屋名	定員/人	面積/m <sup>2</sup>	利用時間					
浦和区	38	本太公民館	講座室	42	63	午前		午後		夜間	
			資料室	15	22	午前		午後		夜間	
			和室	50	67	午前		午後		夜間	
			会議室	18	25	午前		午後		夜間	
			体育室	150	223	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
	39	仲町公民館	講座室	54	95	午前		午後1	午後2	夜間	
			1階会議室	18	27	午前		午後		夜間	
			和室	30	49	午前		午後		夜間	
			2階会議室	30	46	午前		午後		夜間	
			体育室	150	208	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
	40	常盤公民館	資料室	15	26	午前		午後		夜間	
			講座室	60	75	午前		午後		夜間	
			和室	60	80	午前		午後		夜間	
			調理実習室	30	80	午前		午後		夜間	
			会議室	30	48	午前		午後		夜間	
			体育室	100	170	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
	41	北浦和公民館	講座室	50	75	午前		午後		夜間	
			和室	30	45	午前		午後		夜間	
			研修室	14	22	午前		午後		夜間	
			第1会議室	20	24	午前		午後		夜間	
第2会議室			12	25	午前		午後		夜間		
体育室			150	214	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2	
42	南筈公民館	講座室	54	81	午前		午後		夜間		
		実習室	24	68	午前		午後		夜間		
		会議室	24	45	午前		午後		夜間		
		和室	40	68	午前		午後		夜間		
		体育室	200	218	午前		午後1	午後2	夜間		
南区	43	文蔵公民館	第1会議室	24	35	午前		午後		夜間	
			第2会議室	24	36	午前		午後		夜間	
			会議室(小)	12	18	午前		午後		夜間	
			視聴覚室	70	114	午前		午後		夜間	
			和室	20	61	午前		午後		夜間	
			体育室	200	250	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			美術工芸室	36	78	午前		午後		夜間	
			講座室	60	87	午前		午後		夜間	
			調理実習室	24	65	午前・午後				夜間	
	44	南浦和公民館	1階会議室	24	35	午前		午後		夜間	
			会議室1	36	54	午前		午後		夜間	
			会議室2	18	29	午前		午後		夜間	
			講座室	54	106	午前		午後		夜間	
			和室	42	83	午前		午後		夜間	
			体育室	100	189	午前		午後		夜間	
			レクリエーション広場	—	300	午前		午後		貸出なし	
	45	谷田公民館	講座室	60	110	午前		午後		夜間	
			図書室	25	39	午前		午後		夜間	
和室			50	50	午前		午後		夜間		
会議室			20	40	午前		午後		夜間		
体育室			200	291	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2	

## 施設詳細（定員・部屋面積・利用時間）

午前(9:00~12:00)・午後(13:00~17:00)・夜間(18:00~21:30)・  
午前1(9:00~11:00)・午前2(11:00~13:00)・午後1(13:00~15:00)・  
午後2(15:00~17:00)・夜間1(17:00~19:00)・夜間2(19:00~21:30)

区	No.	館名	部屋名	定員/人	面積/㎡	利用時間					
						午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
南区	46	六辻公民館	ホール	60	124	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			講座室	48	57	午前		午後		夜間	
			会議室	16	34	午前		午後		夜間	
			和室	20	42	午前		午後		夜間	
			調理室	20	33	午前		午後		夜間	
	47	西浦和公民館	講座室1	40	66	午前		午後		夜間	
			講座室2	30	48	午前		午後		夜間	
			体育室	60	176	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			会議室	15	29	午前		午後		夜間	
			和室	40	41	午前		午後		夜間	
	48	別所公民館	講座室	54	70	午前		午後		夜間	
			和室	40	52	午前		午後		夜間	
			体育室	150	215	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			会議室	24	29	午前		午後		夜間	
	49	東浦和公民館	講座室	50	88	午前		午後		夜間	
			和室	40	65	午前		午後		夜間	
会議室			30	44	午前		午後		夜間		
創作室			25	48	午前		午後		夜間		
体育室			100	214	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2	
50	善前公民館	調理実習室	24	63	午前		午後		夜間		
		視聴覚室	48	93	午前		午後		夜間		
		レクリエーションホール	80	121	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2	
		会議室1	36	52	午前		午後		夜間		
		会議室2	48	57	午前		午後		夜間		
		小会議室	18	32	午前		午後		夜間		
		和室	48	66	午前		午後		夜間		
緑区	51	大古里公民館	体育室	250	258	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			視聴覚室	80	116	午前		午後		夜間	
			講座室	45	71	午前		午後		夜間	
			会議室	25	50	午前		午後		夜間	
			和室	24	71	午前		午後		夜間	
			調理実習室	24	70	午前		午後		夜間	
			美術工芸室	24	78	午前		午後		夜間	
	52	三室公民館	和室	40	89	午前		午後		夜間	
			会議室1	12	15	午前		午後		夜間	
			会議室2	12	24	午前		午後		夜間	
			講座室	40	66	午前		午後		夜間	
			調理室	18	29	午前		午後		夜間	
	53	尾間木公民館	体育室	100	258	午前		午後1	午後2	夜間	
			多目的ホール	200	249	午前		午後1	午後2	夜間	
			美術工芸室	25	79	午前		午後		夜間	
			音楽室	40	96	午前		午後		夜間	
			調理実習室	25	82	午前		午後		夜間	
			和室	36	112	午前		午後		夜間	
			会議室1	36	67	午前		午後		夜間	
	54	原山公民館	会議室2	30	60	午前		午後		夜間	
講座室			46	72	午前		午後		夜間		
講座室			30	59	午前		午後		夜間		
和室			30	55	午前		午後		夜間		
		会議室	20	38	午前		午後		夜間		
		体育室	100	207	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2	

## 施設詳細（定員・部屋面積・利用時間）

午前(9:00～12:00)・午後(13:00～17:00)・夜間(18:00～21:30)・  
午前1(9:00～11:00)・午前2(11:00～13:00)・午後1(13:00～15:00)・  
午後2(15:00～17:00)・夜間1(17:00～19:00)・夜間2(19:00～21:30)

区	No.	館名	部屋名	定員/人	面積/㎡	利用時間					
緑 区	55	美 園 公 民 館	講座室	37	63	午前	午後	夜間			
			第1会議室	15	22	午前	午後	夜間			
			和室	45	93	午前	午後	夜間			
			調理室	16	29	午前	午後	夜間			
			第2会議室	18	28	午前	午後	夜間			
			体育室	192	226	午前	午後	夜間			
岩 槻 区	56	岩 槻 本 丸 公 民 館	視聴覚ホール	188	329	午前	午後	夜間			
			親子室	12	13	視聴覚ホールと合わせて貸出し					
			リハーサル室	50	74	午前	午後	夜間			
			サークル室	25	37	午前	午後	夜間			
			和室	30	29	午前	午後	夜間			
			研修室(1)	30	50	午前	午後	夜間			
			研修室(2)	30	50	午前	午後	夜間			
			研修室(3)	30	50	午前	午後	夜間			
			工芸室	25	52	午前	午後	夜間			
	多目的室	80	131	午前	午後1	午後2	夜間				
	57	岩 槻 本 町 公 民 館	大会議室	100	146	午前	午後	夜間			
			中会議室	30	47	午前	午後	夜間			
			講義室	30	46	午前	午後	夜間			
			和室	30	33	午前	午後	夜間			
			視聴覚音楽室	30	46	午前	午後	夜間			
			料理実習室	37	70	午前	午後	夜間			
	58	岩 槻 南 部 公 民 館	ホール(体育室)	360	476	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			学習室	54	63	午前	午後	夜間			
			料理実習室	25	68	午前	午後	夜間			
			研修室	60	103	午前	午後	夜間			
			和室	45	54	午前	午後	夜間			
			テニスコートA	—	—	午前1	午前2	午後1	午後2	夏期のみ貸出	貸出なし
			テニスコートB	—	—	午前1	午前2	午後1	午後2	夏期のみ貸出	貸出なし
			テニスコートC	—	—	午前1	午前2	午後1	午後2	夏期のみ貸出	貸出なし
			テニスコートD	—	—	午前1	午前2	午後1	午後2	夏期のみ貸出	貸出なし
	59	岩 槻 北 部 公 民 館	ホール(体育室)	200	525	午前1	午前2	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			レクリエーションルーム	30	72	午前	午後	夜間			
			和室	30	49	午前	午後	夜間			
			会議室	15	37	午前	午後	夜間			
			研修室	50	88	午前	午後	夜間			
			料理実習室	16	51	午前	午後	夜間			
			サークル室	12	30	午前	午後	夜間			
	60	岩 槻 城 址 公 民 館	多目的ホール	80	165	午前	午後	夜間			
研修室			60	110	午前	午後	夜間				
学習室			40	76	午前	午後	夜間				
和室1			5	19	午前	午後	夜間				
和室2			10	24	午前	午後	夜間				
和室3			10	24	午前	午後	夜間				
和室4			10	24	午前	午後	夜間				
和室5			10	24	午前	午後	夜間				
和室6	10	24	午前	午後	夜間						



# 交通・駐車場一覧

令和5年4月1日現在

区	NO.	公民館名	交通	駐車場
				台数
	1	生涯学習総合センター	JR大宮駅西口 徒歩5分	-
西 区	2	指 扇 公 民 館	JR西大宮駅北口 徒歩15分 コミュニティバス西区役所線『指扇公民館』下車 徒歩1分	12(0)
	3	馬 宮 公 民 館	JR大宮駅西口 西武バス 2番「指扇駅」行き『馬宮コミュニティセンター』下車 徒歩3分 JR指扇駅南口 西武バス 「大宮駅西口」行き『馬宮コミュニティセンター』下車 徒歩3分	16(1)
	4	植 水 公 民 館	JR大宮駅西口 西武バス 1番「ニツ宮」、「馬宮団地」、「ららぽーと富士見」行き 2番「指扇駅」行き いずれも「水判土」下車 徒歩7分	11(1)
	5	内 野 公 民 館	JR川越線西大宮駅から徒歩23分 大宮駅西口東武バスシティハイツ三橋行き「大宮西警察署前」停留所下車 徒歩約7分	15(2)
	6	大 砂 土 公 民 館	JR土呂駅西口 徒歩15分 ニューシャトル加茂宮駅 徒歩20分 コミュニティバス北区役所線『西本郷』下車 徒歩2分	21(1)
北 区	7	日 進 公 民 館	JR日進駅南口 徒歩10分 コミュニティバス北区役所線『日進駅西』下車 徒歩5分	8(0)
	8	宮 原 公 民 館	JR宮原駅東口 徒歩20分 ニューシャトル今羽駅 徒歩15分 大宮駅東口「上尾駅」行き 東武バス『加茂神社前』下車 徒歩5分	20(1)
	9	植 竹 公 民 館	JR土呂駅西口 徒歩8分 東武アーバンパークライン(野田線)大宮公園駅 徒歩8分 JR大宮駅東口 東武バス「宮原駅東口」行き『盆栽踏切』下車 徒歩1分	9(0)
大 宮 区	10	桜 木 公 民 館	JR大宮駅西口 徒歩5分	-
	11	大 宮 南 公 民 館	JRさいたま新都心駅東口 徒歩10分	10(1)
	12	大 宮 中 部 公 民 館	JR大宮駅東口 徒歩10分	-
	13	大 宮 北 公 民 館	JR大宮駅東口 徒歩15分 JR大宮駅東口 東武バス 1番「上尾駅東口」、「吉野町車庫」行き 2番「宮原駅東口」行き いずれも『宮町四丁目』下車 徒歩7分	7(1)
	14	三 橋 公 民 館	JR大宮駅西口 西武バス 1番「ニツ宮」、「馬宮団地」、「所沢駅東口」、「ららぽーと富士見」行き 2番「指扇駅」、「大宮駅東口」「中並木循環」行き 3番「さいたま新都心駅西口」、「加茂川団地(藤橋経由)」、「大宮南高校 (藤橋経由)」行き いずれも「中並木」下車 徒歩7分 4番「川越GP(西遊馬)」、「西遊馬(三橋五丁目)」行き 5番「佐知川原(青葉園)」行き いずれも「大平公園入口」下車 徒歩6分 JR大宮駅西口 丸建(けんちゃんバス) 「大成先回り」行き、『上小町の2』下車 徒歩3分	11(1)
	15	大 成 公 民 館	JR大宮駅西口 東武バス 6番「三進自動車」、「シティハイツ三橋」行き 7番「三橋総合公園」行き いずれも『櫛引中央』下車 徒歩4分 8番「平方」行き『大成小学校前』下車 徒歩5分	19(1)
	16	大 宮 東 公 民 館	東武アーバンパークライン(野田線)大宮公園駅 徒歩17分 JR大宮駅東口 徒歩21分 JR大宮駅東口 東武バス 8番「宮下・岩槻駅」行き『東堀の内』下車 徒歩2分	-

※駐車場数について「合計数(カッコ内は障害者用駐車場の数)」です。

# 交通・駐車場一覧

令和5年4月1日現在

区	NO.	公民館名	交通	駐車場
				台数
見沼区	17	大砂土東公民館	東武アーバンパークライン(野田線)大和田駅 徒歩3分	9(0)
	18	片柳公民館	JR大宮駅東口 国際興業バス 7番「さいたま東営業所」、「染谷折返場」、「大谷県営住宅」、 「東部リサイクルセンター」、「浦和美園駅」、「浦和学院高校」、 「浦和東高校」行き『片柳支所』下車 徒歩5分 JR北浦和駅東口 東武バス 5番「宮下」、「岩槻」行き『片柳小学校』下車 徒歩3分	44(1)
	19	七里公民館	東武アーバンパークライン(野田線)七里駅 徒歩25分 JR大宮駅東口 国際興業バス 7番「大谷県営住宅」行き『大谷県営住宅』下車 徒歩10分 JR大宮駅東口 東武バス 8番「宮下」行き『宮下』下車 徒歩5分 JR北浦和駅東口 東武バス 5番「宮下」、「岩槻駅」行き『七里学校前』下車 徒歩1分	30(0)
	20	春岡公民館	東武アーバンパークライン(野田線)七里駅 徒歩30分 JR東大宮駅東口 国際興業バス 2番「アーバンみらい」、「ファミリータウン・アーバンみらい循環」、「さいたま東営業所」行き『深作三丁目』下車 徒歩3分 または「深作中」行き『深作中』下車 徒歩8分	26(1)
中央区	21	鈴谷公民館	JR与野本町駅 徒歩15分 JR南与野駅 徒歩15分 JR北浦和駅西口 西武バス 3番「大久保」行き『鈴谷大かや前』下車 徒歩2分 JR北浦和駅西口 国際興業バス 2番「白鍬經由さいたま新都心駅西口」、「白鍬電建住宅」行き『鈴谷大かや前』下車 徒歩2分	26(1)
	22	大戸公民館	JR南与野駅 徒歩15分	6(0)
	23	与野本町公民館	JR与野本町駅 徒歩10分 JR与野本町駅西口 国際興業バス 1番「与野本町駅(八王子先回り)(白鍬循環)」行き 『与野公園入口』下車 徒歩3分	4(0)
	24	上落合公民館	JR北与野駅 徒歩10分 JRさいたま新都心駅 徒歩15分	21(1)
	25	下落合公民館	JR与野本町駅 徒歩5分	6(0)
桜区	26	田島公民館	JR西浦和駅 徒歩8分 JR浦和駅西口 国際興業バス 3番「桜区役所」行き『田島』下車 徒歩8分 5番「志木駅東口」行き『田島』下車 徒歩8分	10(2)
	27	土合公民館	JR中浦和駅西口 徒歩12分 JR西浦和駅北口 徒歩12分 JR浦和駅西口 国際興業バス 3番「中浦和・西堀經由桜区役所」行き『西堀』下車 徒歩2分 JR北浦和駅西口 国際興業バス 1番「西浦和車庫」行き『西堀』下車 徒歩2分	38(1)
	28	大久保公民館	JR北浦和駅西口 西武バス 3番「浦和北高校」行き『大久保支所』下車 徒歩1分 または3番「大久保」、「加茂川団地」行き『大久保』下車 徒歩3分 JR浦和駅西口 国際興業バス 2番「大久保浄水場」行き『大久保支所』下車 徒歩1分	30(1)
	29	栄和公民館	JR浦和駅西口 国際興業バス 2・3番「大久保浄水場」「桜区役所」行き『栄和』下車 徒歩2分 JR中浦和駅 国際興業バス 1番「桜区役所」行き『栄和』下車 徒歩2分	6(0)
	30	大久保東公民館	JR北浦和駅西口 西武バス 3番「大久保」、「加茂川団地」、または「浦和北高校」行き 『大久保団地』下車 徒歩1分	11(1)

※駐車場数について「合計数(カッコ内は障害者用駐車場の数)」です。

# 交通・駐車場一覧

令和5年4月1日現在

区	NO.	公民館名	交通	駐車場
				台数
浦和区	31	岸町公民館	JR浦和駅西口 徒歩13分	31(1)
	32	領家公民館	JR北浦和駅東口 徒歩15分 JR北浦和駅東口 東武バス 5番「岩槻駅」、「宮下」、「東新井団地」行き いずれも「領家消防署前」下車 徒歩1分	4(1)
	33	浦和南公民館	JR南浦和駅西口 徒歩15分 JR浦和駅西口 徒歩20分	1(0)
	34	上木崎公民館	JR与野駅東口 徒歩15分 JR与野駅東口 国際興業バス 「北浦和駅東口」行き『浦和西高校入口』下車 徒歩2分 JRさいたま新都心駅東口 東武バス 1番「さいたま市立病院」、「東新井団地(新都22に限る)」行き 2番「北浦和駅」行き ともに『上木崎公民館』下車 徒歩1分	5(0)
	35	大東公民館	JR北浦和駅東口 東武バス 1番「さいたま市立病院」行き『東瀬ヶ崎』下車 徒歩15分 5番「宮下」、「東新井団地」行き『東下木崎』下車 徒歩8分	5(0)
	36	仲本公民館	JR浦和駅東口 徒歩7分	2(0)
	37	針ヶ谷公民館	JR与野駅東口 徒歩8分	7(1)
	38	本太公民館	JR浦和駅東口 徒歩15分	5(0)
	39	仲町公民館	JR浦和駅西口 徒歩15分	6(0)
	40	常盤公民館	JR北浦和駅西口 徒歩5分	9(1)
	41	北浦和公民館	JR北浦和駅東口 徒歩10分	7(1)
	42	南箇公民館	JR北浦和駅東口 徒歩20分 JR北浦和駅東口 国際興業バス 「さいたま新都心駅東口」行き『領家一丁目』下車 徒歩2分 JR北浦和駅東口 東武バス 1番「さいたま市立病院」行き『浦高南』下車 徒歩5分	6(0)
南区	43	文蔵公民館	JR南浦和駅西口 徒歩15分 JR南浦和駅西口 国際興業バス 5番「蕨駅西口」行き『文蔵3丁目』下車 徒歩5分	9(1)
	44	南浦和公民館	JR南浦和駅東口 徒歩15分	17(0)
	45	谷田公民館	JR浦和駅東口 国際興業バス 4番「南浦和駅西口」、「二十三夜坂下」行き『本村』下車 徒歩5分 JR南浦和駅西口 国際興業バス 1番「浦和駅東口」行き『本村』下車 徒歩5分	6(0)
	46	六辻公民館	JR南浦和駅西口 徒歩20分 JR南浦和駅西口 国際興業バス 2番「イオンモール北戸田」行き『六辻』下車 徒歩3分 3番「田島団地」行き『根岸橋』下車 徒歩3分 JR武蔵浦和駅東口 徒歩30分 JR武蔵浦和駅 国際興業バス 鉄道高架下田島通り北側バス停 「南浦和駅西口」行き『六辻』下車 徒歩3分	6(0)
	47	西浦和公民館	JR武蔵浦和駅西口 徒歩20分 JR武蔵浦和駅西口 国際興業バス 駅前ロータリー2番「松本循環」、「松本三丁目」行き 『曲本三丁目』下車 徒歩2分 JR武蔵浦和駅 国際興業バス 田島通り南側バス停「戸田車庫」、「下笹目」行き 『曲本』下車 徒歩5分	19(1)
	48	別所公民館	JR武蔵浦和駅東口 徒歩10分 JR浦和駅西口 国際興業バス 3番「桜区役所」、5番「志木駅東口」、8番「西浦和車庫」行き『別所沼公園』下車 徒歩10分 1番「田島団地」「武蔵浦和駅西口」、7番「蕨駅西口」行き『別所坂上』下車 徒歩10分	8(0)

※駐車場数について「合計数(カッコ内は障害者用駐車場の数)」です。

# 交通・駐車場一覧

令和5年4月1日現在

区	NO.	公民館名	交通	駐車場
				台数
南区	49	東浦和公民館	JR東浦和駅 徒歩15分 JR東浦和駅 国際興業バス 4番「緑区役所」行き 『東浦和公民館入口』下車 徒歩2分 5番「浦和駅東口」行き 『イーストシティ』下車 徒歩5分 JR浦和駅東口 国際興業バス 3番「東浦和駅」「馬場折返場」「さいたま東営業所」行き 『イーストシティ』 下車 徒歩5分	13(1)
	50	善前公民館	JR南浦和駅東口 国際興業バス 1番「柳崎循環」、「牛田橋」行き 『善前』下車 徒歩5分 JR南浦和駅西口 国際興業バス 1番「浦和駅東口」行き 『善前』下車 徒歩5分 JR浦和駅東口 国際興業バス 4番「南浦和駅西口」、「二十三夜坂下」行き 『善前』下車 徒歩5分	8(1)
緑区	51	大古里公民館	JR北浦和駅東口 東武バス 1番「さいたま市立病院」行き 『北宿』下車 徒歩7分 JR浦和駅西口 東武バス 4番「さいたま市立病院」行き 『北宿』下車 徒歩7分 JR浦和駅東口 国際興業バス 2番「南台」、「さいたま東営業所」行き『北宿』下車 徒歩7分	19(1)
	52	三室公民館	JR北浦和駅東口 東武バス 1番「さいたま市立病院」行き 『西宿』下車 徒歩7分 JR浦和駅西口 東武バス 4番「さいたま市立病院」行き 『西宿』下車 徒歩7分 JR浦和駅東口 国際興業バス 2番「南台」、「さいたま東営業所」行き 『西宿』下車 徒歩7分	11(1)
	53	尾間木公民館	JR東浦和駅 国際興業バス 3番「馬場折返場」、「さいたま東営業所」行き 『尾間木北』下車 徒歩5分 JR浦和駅東口 国際興業バス 1番「東浦和駅」、「東川口駅北口」、「浦和美園駅」、「大崎園芸植物園」、 「宮本経由さいたま東営業所」行き 『尾間木公民館』下車 徒歩7分	69(1)
	54	原山公民館	JR浦和駅東口 国際興業バス 2番「南台」、「さいたま東営業所」、「浦和美園駅西口」行き『浦和パークハイツ』下車 徒歩2分	7(0)
	55	美園公民館	埼玉高速鉄道浦和美園駅西口 国際興業バス 1番「バイパス経由浦和駅東口」行き『大門上』下車 徒歩5分 2番「大宮駅東口」行き『玄蕃新田』下車 徒歩3分 JR浦和駅東口 国際興業バス 2番「バイパス経由浦和美園駅西口」行き 『大門上』下車 徒歩5分 JR東川口駅北口 国際興業バス 2番「さいたま東営業所」行き『玄蕃新田』下車 徒歩3分	19(1)
岩槻区	56	岩槻本丸公民館	東武アーバンパークライン(野田線)岩槻駅東口 徒歩20分 コミュニティバス岩槻区役所線 『本丸公民館南』下車 徒歩2分	145(2)
	57	岩槻本町公民館	東武アーバンパークライン(野田線)岩槻駅東口 徒歩10分	-
	58	岩槻南部公民館	東武アーバンパークライン(野田線)岩槻駅東口 国際興業バス 3番「浦和東高校」行き 『南部公民館』下車 徒歩2分 3番「東川口駅北口」行き 『笹久保上』下車 徒歩15分 JR東川口駅北口 国際興業バス 1番「岩槻駅」行き 『笹久保上』下車 徒歩15分 1番「浦和東高校(釣上経由)」行き 『南部公民館』下車 徒歩2分	56(2)
	59	岩槻北部公民館	東武アーバンパークライン(野田線)東岩槻駅北口 徒歩30分 東武アーバンパークライン(野田線)豊春駅西口 徒歩20分 コミュニティバス岩槻区役所線 『岩槻北部公民館』下車 徒歩2分	40(2)
	60	岩槻城址公民館	東武アーバンパークライン(野田線)岩槻駅東口 徒歩25分 コミュニティバス岩槻区役所線 『岩槻城址公園』下車 徒歩2分	21(1)

※駐車場数について「合計数(カッコ内は障害者用駐車場の数)」です。

## さいたま市立公民館利用案内(概要)

令和5年4月1日現在

<p><b>公民館概要</b></p>	<p>社会教育法の規定に基づき設立された社会教育施設です。 公民館は、対象区域内の住民の方々のために、教育、学術及び文化に関する様々な学級講座を主催するとともに、自主的な学習団体等へ施設を貸し出すことにより、住民の方々へ学習機会を提供します。</p>
<p><b>公民館の利用について</b></p>	<p>公民館を利用するには、利用を希望する公民館で団体登録が必要となります。 (複数の公民館で登録することはできません。) 登録要件 ・団体代表者はさいたま市在住・在勤・在学者で18歳以上であること。 ・団体構成人数が5人以上であること。 ・団体構成人数の半数以上がさいたま市在住・在勤・在学者であること。 登録の手続 団体代表者の方が利用を希望する公民館窓口にて運転免許証・健康保険証等の本人確認ができるものを持参の上「利用者登録申請書(様式第1号)」を提出し、審査の後「利用者登録カード(様式第2号)」を発行します。</p>
<p><b>公民館利用の禁止事項</b></p>	<p>社会教育法第23条の規定により、営利を目的とした事業・特定の政党の利害を目的とした事業・特定の宗教・宗派・教団を支援する事業は禁止されています。</p>
<p><b>公民館利用時間</b></p>	<p>原則、午前(9時00分～12時00分)、午後(13時00分～17時00分)、夜間(18時00分～21時30分)となります。 (詳細は各公民館にお問い合わせください。)</p>
<p><b>休館日</b></p>	<p>12月29日～1月3日、その他(詳細は各公民館にお問い合わせください。)</p>
<p><b>予約申込方法</b></p>	<p>さいたま市ホームページ内にある【さいたま市公共施設予約システム】からの申込となります。</p>
<p><b>予約可能端末</b></p>	<p>インターネットに接続できるパソコン・携帯電話</p>
<p><b>予約申込時間</b></p>	<p>5時00分～24時00分(メンテナンス日は除く。)ただし、登録館優先申込みと空き施設申込みの初日に限り8時30分～</p>
<p><b>予約申込可能件数</b></p>	<p>抽選申込み:1月あたり3件まで(コンピューターによる自動抽選方式) 登録館優先申込み:抽選申込みと合わせて月3件まで(先着順) 空き施設申込み:抽選申込みと登録館優先申込みと合わせて月6件まで(先着順)</p>
<p><b>予約申込期間</b></p>	<p>抽選申込み:利用日の3か月前の1日から14日まで(抽選日15日) 登録館優先申込み:利用月の3か月前の17日から月末まで 空き施設申込み:利用日の2か月前の1日から利用日の前日17時00分まで</p>
<p><b>予約可能公民館</b></p>	<p>抽選申込みと登録館優先申込み:団体登録手続きをした公民館 空き施設申込み:さいたま市内全公民館</p>



## 2 令和4年度事業報告





令和4年度 生涯学習総合センター・公民館 施設利用状況

区	No.	公民館名	施設利用						登録団体数 令和5年3月31日 現在
			開館日数	主催事業数 (講座・催し等)	利用延回数		利用延人数		
					主催事業延回数 (講座・催し等)	主催事業参加延人数 (講座・催し等)			
	1	生涯学習総合センター	347	38	8,565	158	69,568	2,949	3,216
西区	2	指扇公民館	347	46	2,670	218	28,639	2,982	310
	3	馬宮公民館	291	52	2,134	141	19,250	3,039	201
	4	植水公民館	347	46	2,283	96	17,669	1,197	128
	5	内野公民館	346	53	4,378	270	36,091	9,819	367
北区	6	大砂土公民館	347	39	3,770	81	29,632	1,945	313
	7	日進公民館	※ 88	36	869	149	6,911	1,034	331
	8	宮原公民館	347	37	3,642	91	29,807	1,801	296
	9	植竹公民館	347	40	4,128	116	31,095	1,977	459
大宮区	10	桜木公民館	347	41	5,477	83	41,138	1,302	1,334
	11	大宮南公民館	333	41	2,675	81	23,733	1,620	228
	12	大宮中部公民館	347	34	4,084	108	28,776	2,480	619
	13	大宮北公民館	347	31	2,988	79	22,567	1,087	341
	14	三橋公民館	347	43	3,055	103	27,420	2,190	387
	15	大成公民館	347	35	3,688	92	33,046	1,747	265
	16	大宮東公民館	347	42	2,068	112	20,189	1,754	232
見沼区	17	大砂土東公民館	347	37	3,997	101	30,009	2,122	495
	18	片柳公民館	347	37	3,051	114	26,979	2,851	296
	19	七里公民館	347	41	5,299	365	35,668	11,218	1,224
	20	春岡公民館	347	40	4,166	146	34,076	8,066	455
中央区	21	鈴谷公民館	354	36	6,245	112	49,554	2,817	1,446
	22	大戸公民館	354	36	1,995	79	19,076	883	178
	23	与野本町公民館	354	41	2,382	120	21,641	4,402	351
	24	上落合公民館	354	37	6,809	102	58,474	2,288	684
	25	下落合公民館	354	39	3,128	133	28,505	4,463	415
桜区	26	田島公民館	※ 88	31	1,309	74	13,147	1,461	863
	27	土合公民館	349	55	4,557	137	41,727	3,797	502
	28	大久保公民館	349	42	1,953	127	19,883	2,618	186
	29	栄和公民館	350	42	3,008	92	27,137	1,986	227
	30	大久保東公民館	341	49	5,316	118	50,276	2,535	571
浦和区	31	岸町公民館	330	41	10,415	125	87,673	2,719	1,564
	32	領家公民館	346	32	3,382	100	31,194	1,727	294
	33	浦和南公民館	346	38	1,581	89	13,054	1,035	135
	34	上木崎公民館	343	48	2,816	118	28,328	1,774	190
	35	大東公民館	346	36	2,406	104	23,431	1,977	287
	36	仲本公民館	347	38	3,989	119	31,557	3,126	578
	37	針ヶ谷公民館	347	40	3,466	103	29,969	1,715	410
	38	本太公民館	346	36	3,131	89	35,522	1,824	281
	39	仲町公民館	347	29	4,769	116	50,467	2,608	688
	40	常盤公民館	347	33	5,239	107	49,976	3,189	956
	41	北浦和公民館	345	48	3,995	179	47,957	2,287	382
	42	南箇公民館	344	34	3,088	200	29,193	4,039	359
南区	43	文蔵公民館	340	39	4,564	90	39,731	1,923	554
	44	南浦和公民館	346	41	3,309	105	29,726	1,810	509
	45	谷田公民館	358	36	3,559	149	44,550	2,643	389
	46	六辻公民館	347	43	3,026	120	25,491	1,936	411
	47	西浦和公民館	347	36	3,980	95	36,155	2,830	292
	48	別所公民館	347	35	3,391	330	28,218	3,137	476
	49	東浦和公民館	347	44	4,105	197	41,481	3,174	296
	50	善前公民館	347	43	3,354	122	27,646	3,610	283
緑区	51	大古里公民館	347	52	4,497	233	46,244	3,132	641
	52	三室公民館	347	26	2,956	95	27,483	1,338	264
	53	尾間木公民館	347	54	5,381	148	49,923	5,227	594
	54	原山公民館	347	37	3,480	118	31,090	1,757	315
	55	美園公民館	347	36	1,976	127	16,397	2,355	361
岩槻区	56	岩槻本丸公民館	347	33	5,291	80	39,943	1,070	998
	57	岩槻本町公民館	348	41	2,329	135	18,894	1,565	295
	58	岩槻南部公民館	348	38	5,378	94	43,057	1,961	1,673
	59	岩槻北部公民館	348	37	3,978	100	30,428	1,806	865
	60	岩槻城址公民館	348	41	2,271	188	22,268	2,027	349
合計				2,382	224,791	7,773	1,978,729	161,751	32,609

- ・主催事業数は、施設利用の内数です。
- ・主催事業数には、共催事業も含まれます。
- ・※印の公民館は中規模修繕工事のため、令和4年度中に休館期間がありました。

## 統計推移（予算・公民館数・施設利用）

年度	当初予算額			公民館数	施設利用統計						
	公民館費		(単位：千円)		開館日数 (平均)	登録団体数	主催 事業数 (講座・催し等)	利用延回数		利用延人数	
	(摘要)							うち報償費	主催事業 延回数 (講座・催し等)	主催事業 参加延人数 (講座・催し等)	
25	2,324,535	○予算額には、(仮称)内野地区公民館整備事業含む。	22,830	59	348	24,048	1,404	246,628	5,679	2,783,315	251,375
26	2,103,029	○予算額には、(仮称)内野地区公民館整備事業含む。	24,451	60	344	25,378	1,832	249,184	5,832	2,790,261	267,529
27	2,797,457		24,914	60	334	26,186	1,860	241,740	5,835	2,767,816	246,856
28	3,184,347		25,460	60	320	27,214	1,966	233,672	5,918	2,680,664	242,426
29	2,343,376		26,365	60	334	28,285	2,093	244,786	6,418	2,737,096	240,942
30	2,459,371		26,044	60	347	28,920	2,200	243,149	6,590	2,711,415	254,907
R1 (H31)	2,482,438		26,660	60	312	30,171	2,129	226,778	6,245	2,446,233	219,677
R2	2,707,769		26,772	60	231	30,949	1,285	145,277	3,762	1,221,305	50,371
R3	2,794,797		25,665	60	347	31,920	2,169	213,034	6,210	1,766,297	123,204
R4	2,750,599		25,665	60	347	32,609	2,382	224,791	7,773	1,978,729	161,751

※報償費は、主に講座等の講師への謝礼です。  
 ※公民館数には、生涯学習総合センターを含みます。  
 ※登録団体数は、3月31日現在です。  
 ※主催事業数には、共催事業も含まれます。

令和4年度 生涯学習総合センター・公民館 主催事業一覧

事業種別（内容）	対 象	主催事業数	延回数	参加延人数
子育て(家庭教育)支援事業	主に乳幼児・小学生の保護者または親子	209	417	7,695
生きがい健康づくり教室	65歳以上	374	1,554	33,613
高齢者支援事業	概ね65歳以上	5	24	476
スポーツ・健康・美容に関する事業		169	543	11,924
地区運動会事業		3	3	962
公民館文化祭事業		47	185	17,959
文化・芸術に関する事業		224	561	15,614
伝統文化・地域歴史に関する事業		109	303	6,380
パソコンに関する事業		68	183	1,991
ますます元気教室	65歳以上またはチェックリスト該当者	169	1,012	9,290
環境に関する学習事業		50	83	1,627
交通安全・防犯教育事業		22	24	416
人権教育・啓発事業		44	53	1,292
国際理解事業		6	51	309
消費者教育事業		15	41	984
子育てサロン事業	主に乳幼児	62	471	6,707
NPO・ボランティアの支援と連携事業	NPO・ボランティア	10	63	768
子ども体験活動事業	主に幼児・小学生 または親子	49	263	5,068
青少年体験活動事業	主に中学生・高校生	64	222	6,765
夏休み子ども公民館事業	主に小学生	486	498	7,138
子ども公民館事業	主に小学生	82	123	1,633
コミュニティづくり・市民活動支援事業		68	867	17,276
人材育成・ボランティア養成事業		9	20	315
上記以外の講座		7	101	3,165
さいたま市民大学		31	108	2,384
合計		2,382	7,773	161,751

※主催事業数・延回数・参加延人数は、生涯学習総合センター及び公民館の事業を種別ごとに合計したものです。

令和4年度 生涯学習総合センター・公民館 主催事業一覧(区別)

【参考】 事業種 別コード	事業種別(内容)	対 象	生涯学習 総合センター			西区			北区			大宮区		
			事業数	延回数	参加 延人数	事業数	延回数	参加 延人数	事業数	延回数	参加 延人数	事業数	延回数	参加 延人数
1000・ 1001	子育て(家庭教育)支援事業	主に乳幼児・小学生の 保護者または親子	3	4	63	15	38	802	16	31	393	22	33	421
1010	介護予防普及啓発事業 (生きがい健康づくり教室)	65歳以上				34	118	2265	30	83	1491	56	166	2693
1020	高齢者支援事業	概ね65歳以上												
1100	スポーツ・健康・ 美容に関する事業					8	14	206	8	10	141	19	40	427
1110	地区運動会事業											1	1	300
1200	公民館文化祭事業					3	18	1603	3	6	836	5	10	1449
1210	文化・芸術に関する事業					18	29	1017	13	100	563	24	48	978
1300	伝統文化・ 地域歴史に関する事業					11	12	212	5	6	123	12	16	191
1400	パソコンに関する事業					2	5	63	1	3	23	3	12	76
1530	介護予防普及啓発事業 (ますます元気教室)	65歳以上またはチェッ クリスト該当者				12	72	297	12	71	534	21	126	1163
1600	環境に関する学習事業					4	12	423	7	7	83	8	10	96
1700	交通安全・防犯教育事業					7	8	118	1	1				
1800	人権教育・啓発事業					2	2	68	4	4	84	8	13	306
1900	国際理解事業					3	7	67						
2000	消費者教育事業								1	1	13	1	1	9
2100 ・ 2110	子育てサロン事業	主に乳幼児	1	12	163	3	22	315	1	9	72	3	25	330
2410	NPO・ボランティアの支援と 連携事業	NPO・ボランティア	1	24	148				1	1	15	1	12	134
2500	子ども体験等活動事業	主に幼児・小学生 または親子				4	6	83	2	3	513	1	1	8
2510	青少年体験活動事業	主に中学生・高校生				10	48	330	7	20	691	9	28	1496
2520	夏休み子ども公民館事業	主に小学生				34	35	537	34	34	465	52	54	740
2521	子ども公民館事業	主に小学生				6	6	146	3	4	71	12	14	199
2600	コミュニティづくり・ 市民活動支援事業					17	200	5734	2	36	432	8	47	1152
4000	人材育成・ ボランティア養成事業		2	10	191							1	1	12
5000	上記以外の講座					4	73	2751	1	7	214			
5001	さいたま市民大学		31	108	2384	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計			38	158	2,949	197	725	17,037	152	437	6,757	267	658	12,180

見沼区			中央区			桜区			浦和区			南区			緑区			岩槻区		
事業数	延回数	参加 延人数	事業数	延回数	参加 延人数	事業数	延回数	参加 延人数	事業数	延回数	参加 延人数	事業数	延回数	参加 延人数	事業数	延回数	参加 延人数	事業数	延回数	参加 延人数
5	6	64	25	27	468	22	84	1926	40	95	1703	22	55	1199	16	18	344	23	26	312
17	106	2504	34	114	2090	35	125	3582	65	342	6936	47	229	5244	29	134	3998	27	137	2810
1	12	223				2	3	71				2	9	182						
18	282	8618	14	24	355	14	20	322	42	69	809	19	34	467	12	21	323	15	29	256
1	1	500							1	1	162									
3	6	1047	4	29	2012	4	12	1789	8	19	3355	8	43	2362	4	32	2627	5	10	879
19	37	3696	13	22	376	15	32	995	43	86	3150	28	45	2785	31	134	1516	20	28	538
13	37	1991	7	22	455	15	20	329	7	32	781	12	81	1018	5	31	314	22	46	966
7	24	205	6	15	207	6	28	285	9	16	192	13	24	328	7	13	155	14	43	457
8	48	661	14	84	1084	12	72	663	36	215	1563	24	144	1515	15	90	651	15	90	1159
1	11	111	4	15	384	4	4	84	11	11	137	6	6	148	3	3	114	2	4	47
			2	2	18	6	7	219	1	1	13	2	2	17	1	1	7	2	2	24
4	4	132	7	9	121	5	5	203	6	8	165	4	4	66	3	3	73	1	1	74
						1	1	9	2	43	233									
			4	5	95	3	3	20	4	29	812	2	2	35						
4	60	637	4	19	166	2	14	289	15	113	1735	14	126	1997	11	36	752	4	35	251
									2	8	123	2	6	63	3	12	285			
			1	15	982	4	4	83	19	105	1801	4	49	536	11	77	1007	3	3	55
2	2	13	8	72	3881	9	9	28	8	28	77	2	2	76	2	6	130	7	7	43
33	34	510	35	35	558	46	46	568	100	102	1337	84	85	1280	44	48	793	24	25	350
7	8	69	2	2	27	7	7	101	21	55	618	18	18	275	4	7	97	2	2	30
9	45	3245	5	35	1574	5	50	794	13	71	2318	3	240	1426	2	34	423	4	109	178
3	3	31				2	2	37				1	4	44						
															2	21	200			
155	726	24,257	189	546	14,853	219	548	12,397	453	1,449	28,020	317	1,208	21,063	205	721	13,809	190	597	8,429

# 令和4年度 生涯学習総合センター・公民館・主催事業風景



生涯学習総合センター  
【市民大学 市民企画コース】



生涯学習総合センター  
【親の学習事業「親子かけっこ教室&おしゃべりプログラム」】



植水公民館（西区）  
【しめ縄飾りづくり教室】



日進公民館（北区）  
【基礎から学ぶ「デッサン教室」】



三橋公民館（大宮区）  
【介護予防事業／みはしいきいき学級③切り絵に挑戦しよう】



大砂土東公民館（見沼区）  
【見沼区学へのいざない】





大戸公民館（中央区）  
【青少年・若者支援講座 バランスボール教室】



田島公民館（桜区）  
【親子リトミック②のびのび】



岸町公民館（浦和区）  
【子育てぴらっとサロン】



東浦和公民館（南区）  
【夏休みこども公民館 「フローカーリングを楽しもう」】



大古里公民館（緑区）  
【ボッチャ体験教室】



岩槻本丸公民館（岩槻区）  
【子育てサロン「まんまる」】

## 令和4年度さいたま市公民館運営審議会 開催実績

### ①設置目的

さいたま市公民館運営審議会は、社会教育法第29条及びさいたま市公民館条例第22条の規定に基づき、生涯学習総合センター館長の諮問に応じ、生涯学習総合センター及び地区公民館における各種事業の企画実施について、調査審議します。

### ②委員

12人

### ③委員構成

学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、公募委員

### ④任期

2年

### ⑤開催実績

諮問「デジタルトランスフォーメーション(DX)推進に向けた公民館事業のあり方について」

会議	開催日	審議・協議等の内容	出席者数
第3回	令和4年5月27日(金)	・優良公民館表彰について ・公民館ビジョン実現に向けた取組について ・デジタル八策の説明 ・スマホ講座、オンライン講座の紹介	8人
第4回	令和4年7月26日(火)	・ICT講座の実例紹介 ・ITリテラシーについて ・情報通信白書からみるDX化について ・令和4年度市民大学で実施しているオンラインの取組について	11人
第5回	令和4年10月24日(月)	・令和4年度上半期アンケート集計報告	8人
第6回	令和5年1月24日(火)	・「デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に向けた公民館事業のあり方について」に関するまとめ案について	9人



### 3 參考資料



## 公民館年表

平成 13年 5月	浦和市、大宮市、与野市の3市が合併し、さいたま市誕生	
	さいたま市立大宮中央公民館	さいたま市立指扇公民館
	さいたま市立馬宮公民館	さいたま市立植水公民館
	さいたま市立大砂土公民館	さいたま市立日進公民館
	さいたま市立宮原公民館	さいたま市立植竹公民館
	さいたま市立桜木公民館	さいたま市立大宮南公民館
	さいたま市立大宮中部公民館	さいたま市立大宮北公民館
	さいたま市立三橋公民館	さいたま市立大成公民館
	さいたま市立大宮東公民館	さいたま市立大砂土東公民館
	さいたま市立片柳公民館	さいたま市立七里公民館
	さいたま市立春岡公民館	さいたま市立与野中央公民館
	さいたま市立大戸公民館	さいたま市立与野本町公民館
	さいたま市立上落合公民館	さいたま市立下落合公民館
	さいたま市立田島公民館	さいたま市立土合公民館
	さいたま市立大久保公民館	さいたま市立栄和公民館
	さいたま市立浦和中央公民館	さいたま市立岸町公民館
	さいたま市立領家公民館	さいたま市立浦和南公民館
	さいたま市立上木崎公民館	さいたま市立大東公民館
	さいたま市立仲本公民館	さいたま市立針ヶ谷公民館
	さいたま市立本太公民館	さいたま市立仲町公民館
	さいたま市立常盤公民館	さいたま市立北浦和公民館
	さいたま市立南箇公民館	さいたま市立文蔵公民館
	さいたま市立南浦和公民館	さいたま市立谷田公民館
	さいたま市立六辻公民館	さいたま市立西浦和公民館
	さいたま市立別所公民館	さいたま市立東浦和公民館
	さいたま市立大古里公民館	さいたま市立三室公民館
	さいたま市立尾間木公民館	さいたま市立原山公民館
	さいたま市立美園公民館	
15年 4月	政令指定都市に移行し、9の行政区を設置	
	さいたま市立浦和中央公民館、さいたま市立大宮中央公民館をさいたま市立中央公民館と改称し、その位置をさいたま市大宮区桜木町1丁目188番地1とする。	
	さいたま市立与野中央公民館をさいたま市立与野公民館と改称する。	
16年 5月	さいたま市立中央公民館を生涯学習総合センターに改称し、その位置をさいたま市大宮区桜木町1丁目10番地18とする。	
	さいたま市立桜木公民館の位置をさいたま市大宮区桜木町1丁目10番地18とする。	
	さいたま市立大久保東公民館設置	
17年 4月	岩槻市編入	
	さいたま市立岩槻本丸公民館	さいたま市立岩槻本町公民館
	さいたま市立岩槻南部公民館	さいたま市立岩槻北部公民館
	さいたま市立岩槻城址公民館	
19年 4月	さいたま市立与野公民館閉館	
	さいたま市立鈴谷公民館設置	
22年 9月	さいたま市立善前公民館設置	
23年 1月	さいたま市立領家公民館の位置をさいたま市浦和区領家4丁目13番14号とする。	
	さいたま市立尾間木公民館の位置をさいたま市緑区大字大間木749番地とする。	
25年 4月	さいたま市立領家公民館の位置をさいたま市浦和区領家4丁目21番21号とする。	
26年 4月	さいたま市立内野公民館設置	
28年 4月	さいたま市立尾間木公民館の位置をさいたま市緑区大字大間木472番地とする。	
29年 11月	さいたま市立指扇公民館の位置をさいたま市西区西大宮2丁目13番地1とする。	

○社会教育法（抜粋）

（昭和24年6月10日）（法律第207号）  
最終改正 令和元年6月7日同第26号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第4条 前条第1項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 1 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 2 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 3 公民館の設置及び管理に関すること。
- 4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 5 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 6 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 8 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 9 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 10 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 11 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 12 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 13 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う

学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

- 14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
  - 15 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
  - 16 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
  - 17 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
  - 18 情報の交換及び調査研究に関すること。
  - 19 その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務
- 2 市町村の教育委員会は、前項第13号から第15号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第9条の7第2項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。  
（都道府県の教育委員会の事務）

第6条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第1項各号の事務（同項第3号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 1 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
  - 2 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
  - 3 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
  - 4 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
  - 5 その他法令によりその職務権限に属する事項
- 2 前条第2項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。
- 3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第1項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。  
（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第7条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第8条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第8条の2 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第8条の3 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(図書館及び博物館)

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

### 第3章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第11条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(報告)

第14条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

### 第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

1 定期講座を開設すること。

2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 1 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - 2 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第 23 条の 2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第 24 条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第 25 条及び第 26 条 削除

(公民館の職員)

第 27 条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第 28 条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第 30 条第 1 項及び第 40 条第 1 項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

(公民館の職員の研修)

第 28 条の 2 第 9 条の 6 の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第 31 条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第 32 条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第 32 条の 2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第 33 条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第 34 条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第 35 条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第 36 条 削除

第 37 条 都道府県が地方自治法第 232 条の 2 の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第 38 条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

1 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

2 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第 20 条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

3 補助金交付の条件に違反したとき。

4 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第 39 条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第 40 条 公民館が第 23 条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第 41 条 前条第 1 項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1 年以下の懲役若しくは禁錮(こ)又は 3 万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第 42 条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第 39 条の規定を準用する。



目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 生涯学習総合センター（第5条—第19条）

第3章 地区公民館（第20条・第21条）

第4章 公民館運営審議会（第22条）

第5章 補則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 設置する公民館は、市の全域をその事業の主たる対象区域とする公民館及び市の特定区域をその事業の主たる対象区域とする公民館（以下「地区公民館」という。）とする。

（一部改正〔平成15年条例70号〕）

（事業）

第3条 公民館は、次の事業を行う。

（1）法第22条に掲げる事項に関すること。

（2）施設の利用に関すること。

（職員）

第4条 公民館に館長その他必要な職員を置く。

第2章 生涯学習総合センター

（全部改正〔平成15年条例70号〕）

（名称及び位置）

第5条 第2条の市の全域をその事業の主たる対象区域とする公民館の名称はさいたま市立生涯学習総合センター（以下「センター」という。）とし、その位置はさいたま市大宮区桜木町1丁目10番地18とする。

（全部改正〔平成15年条例70号〕）

（休館日）

第6条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市教育委員会（以下「委員会」という。）は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する休館日のほか臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

（一部改正〔平成15年条例70号〕）

（利用時間）

第7条 センターの施設の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、委員会は、事情によりこれを変更することができる。

（一部改正〔平成15年条例70号〕）

（利用の許可）

第8条 センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

（一部改正〔平成15年条例70号〕）

（利用の制限）

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。

（1）法第20条の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。

（2）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 専ら営利を目的とした事業に公民館の名称を利用しようとするとき。
- (5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。
- (6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき又は委員会が適当でないとき。

(一部改正〔平成15年条例70号〕)

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 第8条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第11条 利用者は、センターを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(一部改正〔平成15年条例70号〕)

(利用許可の取消し等)

第12条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、委員会が必要と認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、委員会は、その責めを負わない。

(一部改正〔平成15年条例70号〕)

(禁止行為)

第13条 センター内において、次の行為を禁止する。ただし、委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他これに類する商行為
- (2) 寄附の募集
- (3) 印刷物、ポスター、プラカード等の掲示又は配布行為
- (4) 所定の場所以外における飲食、喫煙又は火気を使用する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に支障があると認められる行為

(一部改正〔平成15年条例70号〕)

(使用料)

第14条 センターの施設を利用しようとする者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、附属設備の使用料は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成14年条例89号・15年70号〕)

(使用料の減免)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(入館の禁止等)

第17条 委員会は、センター内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命ずることができる。

(一部改正〔平成15年条例70号〕)

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第12条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第19条 利用者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### 第3章 地区公民館

(名称及び位置)

第20条 地区公民館の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(準用)

第21条 第6条から第13条まで及び第17条から第19条までの規定は、地区公民館について準用する。

### 第4章 公民館運営審議会

(公民館運営審議会)

第22条 法第29条第1項の規定に基づき、さいたま市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(一部改正〔平成24年条例9号・26年19号〕)

### 第5章 補則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の浦和市公民館条例（昭和54年浦和市条例第22号）、大宮市立大宮公民館設置および管理条例（昭和47年大宮市条例第21号）、大宮市公民館設置および管理条例（昭和24年大宮市条例第26号）又は与野市公民館設置及び管理条例（昭和49年与野市条例第44号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお合併前の条例の例による。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

4 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市立公民館条例（昭和61年岩槻市条例第29号）又は岩槻市立生涯学習センター管理規則（昭和62年岩槻市教育委員会規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年条例55号〕)

附 則（平成14年12月26日条例第89号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月14日条例第10号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月25日条例第70号）

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第21号）

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第55号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第68号）  
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第13号）  
この条例は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日条例第56号）  
この条例は、平成23年1月4日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第9号）  
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第7号）  
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月29日条例第41号）  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第46号抄）  
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置の原則）

2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第5条の規定による改正後のさいたま市公民館条例別表第1の規定	許可の申請
略	略

附 則（平成26年3月25日条例第19号）  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日条例第68号）  
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日条例第62号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月13日条例第2号抄）  
（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
（使用料等に関する経過措置）

2 この条例（第1条、第10条から第12条まで、第15条、第16条、第17条（同条中第6条の改正に限る。）、第18条、第30条及び第51条から第53条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金等（以下「使用料等」という。）で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表第1（第14条関係）

（全部改正〔平成15年条例70号〕、一部改正〔平成25年条例46号・31年2号〕）

施設	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
講座室1		400円	540円	470円	1,410円
講座室2		400円	540円	470円	1,410円
講座室3		440円	580円	510円	1,530円
和室		900円	1,200円	1,040円	3,140円
アトリエ		910円	1,210円	1,050円	3,170円
音楽室		930円	1,240円	1,080円	3,250円

レクリエーションホール1	460円	610円	540円	1,610円
レクリエーションホール2	270円	360円	320円	950円
学習室1	550円	730円	640円	1,920円
学習室2	560円	750円	660円	1,970円
学習室3	420円	570円	500円	1,490円
多目的ホール	3,170円	4,230円	3,690円	11,090円

備考 準備及び原状回復のための時間は、使用料計算の時間に含まれるものとする。

別表第2（第20条関係）

（全部改正〔平成14年条例89号〕、一部改正〔平成15年条例10号・70号・16年21号・17年55号・18年68号・22年13号・56号・25年7号・41号・27年68号・29年62号〕）

名称	位置
さいたま市立領家公民館	さいたま市浦和区領家4丁目21番21号
さいたま市立土合公民館	さいたま市桜区西堀4丁目2番35号
さいたま市立浦和南公民館	さいたま市浦和区神明1丁目28番13号
さいたま市立南浦和公民館	さいたま市南区大谷場2丁目6番25号
さいたま市立谷田公民館	さいたま市南区大字大谷口1089番地1
さいたま市立三室公民館	さいたま市緑区大字三室1946番地5
さいたま市立上木崎公民館	さいたま市浦和区上木崎3丁目2番14号
さいたま市立大東公民館	さいたま市浦和区大東2丁目13番16号
さいたま市立仲本公民館	さいたま市浦和区本太2丁目12番40号
さいたま市立六辻公民館	さいたま市南区根岸3丁目10番7号
さいたま市立大久保公民館	さいたま市桜区大字五関839番地2
さいたま市立尾間木公民館	さいたま市緑区大字大間木472番地
さいたま市立針ヶ谷公民館	さいたま市浦和区針ヶ谷3丁目4番14号
さいたま市立本太公民館	さいたま市浦和区本太4丁目3番23号
さいたま市立原山公民館	さいたま市緑区原山2丁目33番1号
さいたま市立西浦和公民館	さいたま市南区曲本2丁目7番11号
さいたま市立美園公民館	さいたま市緑区大字大門1973番地1
さいたま市立仲町公民館	さいたま市浦和区常盤4丁目1番12号
さいたま市立常盤公民館	さいたま市浦和区常盤9丁目30番1号
さいたま市立別所公民館	さいたま市南区别所5丁目21番13号
さいたま市立岸町公民館	さいたま市浦和区岸町5丁目1番3号
さいたま市立北浦和公民館	さいたま市浦和区北浦和2丁目19番25号
さいたま市立栄和公民館	さいたま市桜区道場2丁目11番27号
さいたま市立東浦和公民館	さいたま市南区大字大谷口5339番地
さいたま市立南箇公民館	さいたま市浦和区領家3丁目15番10号
さいたま市立田島公民館	さいたま市桜区田島3丁目27番6号
さいたま市立文蔵公民館	さいたま市南区文蔵4丁目19番3号
さいたま市立大古里公民館	さいたま市緑区大字三室2614番地2
さいたま市立大宮南公民館	さいたま市大宮区吉敷町4丁目223番地2
さいたま市立大宮中部公民館	さいたま市大宮区仲町3丁目30番地2
さいたま市立大宮北公民館	さいたま市大宮区宮町3丁目113番地3
さいたま市立桜木公民館	さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地18
さいたま市立三橋公民館	さいたま市大宮区三橋2丁目20番地
さいたま市立大成公民館	さいたま市大宮区大成町2丁目335番地1
さいたま市立日進公民館	さいたま市北区日進町2丁目1195番地2
さいたま市立宮原公民館	さいたま市北区宮原町4丁目66番地4
さいたま市立大砂土公民館	さいたま市北区本郷町284番地
さいたま市立大砂土東公民館	さいたま市見沼区大和田町2丁目1445番地

さいたま市立植竹公民館	さいたま市北区盆栽町430番地
さいたま市立大宮東公民館	さいたま市大宮区堀の内町3丁目140番地
さいたま市立指扇公民館	さいたま市西区西大宮2丁目13番地1
さいたま市立馬宮公民館	さいたま市西区大字西遊馬236番地2
さいたま市立植水公民館	さいたま市西区大字中野林173番地2
さいたま市立片柳公民館	さいたま市見沼区大字東新井117番地2
さいたま市立七里公民館	さいたま市見沼区大字東宮下265番地1
さいたま市立春岡公民館	さいたま市見沼区深作1丁目5番地1
さいたま市立大戸公民館	さいたま市中央区大戸3丁目14番21号
さいたま市立与野本町公民館	さいたま市中央区本町西1丁目14番12号
さいたま市立上落合公民館	さいたま市中央区上落合6丁目9番3号
さいたま市立下落合公民館	さいたま市中央区下落合5丁目4番17号
さいたま市立大久保東公民館	さいたま市桜区大字大久保領家131番地6
さいたま市立岩槻本丸公民館	さいたま市岩槻区本丸3丁目17番1号
さいたま市立岩槻本町公民館	さいたま市岩槻区本町4丁目2番25号
さいたま市立岩槻南部公民館	さいたま市岩槻区大字笹久保1348番地1
さいたま市立岩槻北部公民館	さいたま市岩槻区大字慈恩寺904番地1
さいたま市立岩槻城址公民館	さいたま市岩槻区太田3丁目4番1号
さいたま市立鈴谷公民館	さいたま市中央区鈴谷7丁目5番11号
さいたま市立善前公民館	さいたま市南区大字太田窪2504番地5
さいたま市立内野公民館	さいたま市西区三橋6丁目1457番地1

○さいたま市公民館条例施行規則

平成15年3月27日  
教育委員会規則第16号

最終改正 令和4年5月12日教委規則第10号

さいたま市公民館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、さいたま市公民館条例（平成13年さいたま市条例第127号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象区域）

第2条 公民館の事業の主たる対象区域は、別表第1に定めるとおりとする。

（公民館の統括）

第3条 さいたま市立生涯学習総合センター（以下「センター」という。）は、全ての公民館を統括する。

2 地区公民館のうち、別表第2の左欄に掲げる公民館は、拠点公民館として同表の右欄に掲げる地区公民館を所管する。

（一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号〕）

（センターの所掌事務及び係）

第4条 センターの所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 公民館の整備に関する事。
- (2) 公民館の予算編成・執行に関する事。
- (3) 公民館職員の研修に関する事。
- (4) 公民館事業の指導及び助言に関する事。
- (5) 公民館その他関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 生涯学習の調査及び研究に関する事。
- (7) 生涯学習情報の収集、提供及び学習相談に関する事。
- (8) 社会教育関係団体等との連携及び交流に関する事。
- (9) 公民館運営審議会に関する事。
- (10) センターの維持管理に関する事。
- (11) センター事業の実施に関する事。
- (12) センターの施設利用に関する事。
- (13) 公有財産の取得及び処分に関する事。

2 センターに次の係を置く。

- (1) 管理係
- (2) 事業・企画係
- (3) 施設係

（一部改正〔平成16年教委規則8号・19年11号・20年12号・24年13号・27年1号〕）

（地区公民館の所掌事務）

第5条 地区公民館の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地区公民館の備品管理に関する事。
- (2) 地区公民館事業の実施に関する事。
- (3) 社会教育関係団体等との連携及び交流に関する事。
- (4) 地区公民館の施設利用に関する事。

（一部改正〔平成24年教委規則13号〕）

（拠点公民館の所掌事務）

第6条 拠点公民館は、地区公民館の所掌事務のほか、次の事務を所掌する。

- (1) 所管する地区公民館（拠点公民館を含む。第4号及び第5号において同じ。）の予算執行に関する事。
- (2) 所管する地区公民館事業の指導及び助言に関する事。
- (3) 所管する地区公民館その他関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 所管する地区公民館の維持管理に関する事。
- (5) 所管する地区公民館の目的外使用及び貸付けに関する事。

（一部改正〔平成24年教委規則13号・27年1号〕）

(団体登録の申請)

第7条 条例第8条第1項及び第21条の規定により公民館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ主に利用する一の公民館において利用の登録(以下「団体登録」という。)を受けなければならない。

2 団体登録は、さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成26年さいたま市教育委員会規則第17号。以下「教育委員会施設予約システム規則」という。)第5条第1項に規定する利用者登録の方法により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市教育委員会(以下「委員会」という。)が特別に認めた団体については、団体登録をせずに利用できるものとする。

(一部改正〔平成24年教委規則13号・26年20号〕)

(利用の申請)

第8条 団体登録を受けた者は、条例第8条第1項及び第21条の規定による公民館の施設の利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとするときは、教育委員会施設予約システム規則に定めるところにより、さいたま市公共施設予約システム(さいたま市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成26年さいたま市規則第152号)第1条に規定するさいたま市公共施設予約システムをいう。以下同じ。)を利用して申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特別の事情があると認めた場合は、教育委員会施設予約システム規則に定める特別利用(変更)申請書により利用の申請を行うものとする。

(一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号・26年20号・29年7号〕)

(利用の許可)

第9条 条例第8条第1項及び第21条の規定による公民館の施設の利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、その旨をさいたま市公共施設予約システムを利用して表示することにより行うものとする。

2 前条第2項の規定による公民館の施設の特別利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、教育委員会施設予約システム規則に定める特別利用(変更)許可書を交付して行うものとする。

(一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号・26年20号・29年7号〕)

(使用料の納付)

第10条 利用者は、許可書の交付と引換えに使用料を納付しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(追加〔平成16年教委規則8号〕、一部改正〔平成24年教委規則13号・26年20号〕)

(附属設備の使用料)

第11条 条例第14条第2項の規定による附属設備の使用料は、別表第3のとおりとする。

(追加〔平成16年教委規則8号〕、一部改正〔平成24年教委規則13号・26年20号〕)

(使用料の減免)

第12条 条例第15条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次に定めるとおりとする。

(1) 市が主催又は共催する行事に利用する場合 100分の100

(2) その他委員会が特に必要があると認める場合 委員会が定める割合

2 前項の規定により使用料を減額する場合において、条例別表第1に定める使用料に前項第2号に定める割合に乗じて得た額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号・26年20号〕)

(使用料の還付)

第13条 条例第16条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその割合は、次に定めるとおりとする。

(1) センターの管理上特に必要があるため、委員会がその利用の許可を取り消した場合 100分の100

(2) 利用者の責めに帰すことができない理由によりセンターを利用することができない場合 委員会が定める割合

(一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号・26年20号〕)

(損壊の届出等)

第14条 公民館の施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号・26年20号〕)

(管理上の指示)



第15条 委員会は、公民館の管理上必要な指示をすることができる。

(一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号・26年20号〕)

(利用終了の届出)

第16条 利用者は、公民館の施設等の利用を終了したときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号・26年20号〕)

(原状回復の点検)

第17条 利用者は、条例第18条の規定により施設等を現状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号・26年20号〕)

(公民館運営審議会)

第18条 さいたま市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条第2項の規定により、センター及び地区公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号・25年7号・26年20号〕)

(委員長及び副委員長)

第19条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号・26年20号〕)

(会議)

第20条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号・26年20号・令和2年12号〕)

(協力組織)

第21条 委員会は、地区公民館に必要な協力組織を設けることができる。

(一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号・26年20号・令和2年12号〕)

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(一部改正〔平成16年教委規則8号・24年13号・26年20号・令和2年12号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市公民館条例施行規則の規定は、平成15年6月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市立公民館管理規則(昭和62年岩槻市教育委員会規則第2号)又は岩槻市立生涯学習センター管理規則(昭和62年岩槻市教育委員会規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年教委規則14号〕)

附 則(平成16年3月26日教委規則第8号)

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日教委規則第14号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月25日教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月27日教委規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月3日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月27日教委規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月28日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年1月28日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年6月25日教委規則第10号)

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則(平成23年11月1日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年11月19日教委規則第13号)

この規則は、平成24年12月29日から施行する。

附 則(平成25年11月15日教委規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年1月24日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市公民館条例施行規則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年10月1日教委規則第20号)

この規則は、平成27年1月5日から施行する。

附 則(平成27年1月23日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年11月28日教委規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月22日教委規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、「第12条関係」を「第11条関係」に改める部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市公民館条例施行規則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月31日教委規則第12号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月12日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表第1(第2条関係)

(一部改正〔平成16年教委規則8号・17年14号・18年16号・19年11号・20年3号・13号・21年2号・22年10号・23年9号・25年7号・29年7号・39号・31年15号・令和4年10号〕)

##### (1) センター

名称	対象区域
さいたま市立生涯学習総合センター	全市

##### (2) 地区公民館

名称	対象区域
さいたま市立領家公民館	浦和区領家4丁目から浦和区領家7丁目まで、浦和区上木崎6丁目

さいたま市立領家公民館	の一部及び浦和区皇山町の一部
さいたま市立土合公民館	桜区桜田1丁目から桜区桜田3丁目まで、桜区西堀1丁目から桜区西堀10丁目まで、桜区大字西堀、桜区新開1丁目から桜区新開4丁目まで、桜区大字新開、桜区町谷1丁目、桜区南元宿1丁目及び桜区南元宿2丁目、桜区大字南元宿、桜区中島1丁目から桜区中島3丁目まで並びに桜区山久保1丁目及び桜区山久保2丁目
さいたま市立浦和南公民館	浦和区岸町1丁目及び浦和区岸町2丁目、浦和区神明1丁目の一部及び浦和区神明2丁目の一部並びに南区神明1丁目の一部及び南区神明2丁目の一部
さいたま市立南浦和公民館	南区南浦和1丁目から南区南浦和4丁目まで、南区大谷場1丁目及び南区大谷場2丁目、南区南本町1丁目及び南区南本町2丁目、浦和区東岸町、浦和区神明1丁目の一部並びに南区神明1丁目の一部
さいたま市立谷田公民館	南区太田窪2丁目、緑区太田窪3丁目、南区太田窪4丁目及び南区太田窪5丁目の一部、南区大字太田窪の一部、南区大字 大谷口の一部並びに南区大字広ヶ谷戸
さいたま市立三室公民館	緑区大字三室の一部、緑区宮本1丁目及び緑区宮本2丁目、緑区芝原1丁目から緑区芝原3丁目まで、緑区馬場1丁目及び緑区馬場2丁目、緑区松木1丁目から緑区松木3丁目まで、緑区大字宮後、緑区大字見沼、緑区大字新宿並びに緑区大字大道
さいたま市立上木崎公民館	中央区新都心の一部、浦和区上木崎1丁目から浦和区上木崎5丁目まで、浦和区上木崎6丁目の一部、浦和区上木崎7丁目の一部及び浦和区上木崎8丁目、浦和区大原1丁目から浦和区大原5丁目まで並びに大宮区大原6丁目及び大宮区大原7丁目
さいたま市立大東公民館	浦和区大東1丁目から浦和区大東3丁目まで、浦和区木崎1丁目から浦和区木崎3丁目まで、浦和区木崎4丁目の一部及び浦和区木崎5丁目の一部、浦和区上木崎7丁目の一部、浦和区皇山町の一部並びに浦和区大字三崎
さいたま市立仲本公民館	浦和区東高砂町、浦和区前地1丁目から浦和区前地3丁目まで、浦和区東仲町並びに浦和区本太1丁目、浦和区本太2丁目の一部及び浦和区本太5丁目の一部
さいたま市立六辻公民館	南区白幡1丁目から南区白幡6丁目まで、南区根岸1丁目から南区根岸5丁目まで、南区辻1丁目から南区辻8丁目まで並びに南区神明2丁目の一部及び浦和区神明2丁目の一部
さいたま市立大久保公民館	桜区大字白楸、桜区大字在家、桜区大字宿、桜区大字五関及び桜区大字塚本
さいたま市立尾間木公民館	緑区大字中尾の一部、緑区大間木2丁目及び緑区大間木3丁目、緑区大字大間木、緑区大字大牧、緑区大字下山口新田、緑区大字蓮見新田並びに緑区東浦和1丁目、緑区東浦和3丁目の一部及び緑区東浦和4丁目から緑区東浦和9丁目まで
さいたま市立針ヶ谷公民館	浦和区針ヶ谷1丁目から浦和区針ヶ谷4丁目まで
さいたま市立本太公民館	浦和区元町1丁目から浦和区元町3丁目まで並びに浦和区本太2丁目の一部、浦和区本太3丁目、浦和区本太4丁目及び浦和区本太5丁目の一部
さいたま市立原山公民館	緑区原山1丁目から緑区原山4丁目まで並びに緑区太田窪1丁目及び緑区太田窪3丁目的一部分
さいたま市立西浦和公民館	南区曲本1丁目から南区曲本5丁目まで、南区内谷1丁目から南区内谷7丁目まで及び南区松本1丁目から南区松本4丁目まで
さいたま市立美園公民館	緑区大字大門、緑区東大門1丁目から緑区東大門3丁目まで、緑区大字間宮、緑区大字北原、緑区大字下野田、緑区大字玄蕃新田、緑区大字大崎、緑区大字南部領辻、緑区大字中野田、緑区大字上野田、緑区大字高畑、緑区大字代山、緑区大字寺山及び緑区美園1丁目から緑区美園6丁目まで

さいたま市立仲町公民館	浦和区仲町1丁目から浦和区仲町4丁目まで、浦和区常盤1丁目、浦和区常盤2丁目、浦和区常盤4丁目及び浦和区常盤5丁目並びに浦和区高砂1丁目から浦和区高砂3丁目まで
さいたま市立常盤公民館	浦和区常盤3丁目及び浦和区常盤6丁目から浦和区常盤10丁目まで並びに浦和区北浦和4丁目及び浦和区北浦和5丁目
さいたま市立別所公民館	浦和区高砂4丁目、南区别所1丁目から南区别所7丁目まで及び南区沼影1丁目から南区沼影3丁目まで
さいたま市立岸町公民館	浦和区岸町3丁目から浦和区岸町7丁目まで
さいたま市立北浦和公民館	浦和区北浦和1丁目から浦和区北浦和3丁目まで
さいたま市立栄和公民館	桜区道場1丁目から桜区道場5丁目まで、桜区大字道場、桜区町谷2丁目から桜区町谷4丁目まで、桜区大字町谷、桜区中島4丁目、桜区栄和1丁目から桜区栄和6丁目まで及び桜区大字栄和
さいたま市立東浦和公民館	南区大字大谷口の一部、緑区大字大谷口、緑区大字中尾の一部、緑区東浦和2丁目及び緑区東浦和3丁目の一部
さいたま市立南箇公民館	浦和区領家1丁目から浦和区領家3丁目まで、浦和区瀬ヶ崎1丁目から浦和区瀬ヶ崎5丁目まで並びに浦和区駒場1丁目及び浦和区駒場2丁目
さいたま市立田島公民館	桜区田島1丁目から桜区田島10丁目まで、桜区大字田島、南区四谷1丁目から南区四谷3丁目まで、南区関1丁目及び南区関2丁目並びに南区鹿手袋1丁目から南区鹿手袋7丁目まで
さいたま市立文蔵公民館	南区文蔵1丁目から南区文蔵5丁目まで
さいたま市立大古里公民館	緑区大字三室の一部、緑区道祖土1丁目から緑区道祖土4丁目まで、緑区山崎1丁目、浦和区木崎4丁目の一部及び浦和区木崎5丁目の一部並びに緑区大字三浦
さいたま市立大宮南公民館	中央区新都心の一部、大宮区北袋町1丁目及び大宮区北袋町2丁目、大宮区吉敷町1丁目、大宮区吉敷町2丁目の一部、大宮区吉敷町3丁目及び大宮区吉敷町4丁目、大宮区浅間町2丁目並びに大宮区天沼町2丁目
さいたま市立大宮中部公民館	大宮区大門町1丁目から大宮区大門町3丁目まで、大宮区仲町1丁目から大宮区仲町3丁目まで、大宮区浅間町1丁目、大宮区下町1丁目から大宮区下町3丁目まで、大宮区宮町1丁目、大宮区東町1丁目及び大宮区東町2丁目、大宮区天沼町1丁目並びに大宮区高鼻町1丁目の一部
さいたま市立大宮北公民館	大宮区宮町2丁目から大宮区宮町5丁目まで、大宮区土手町1丁目から大宮区土手町3丁目まで並びに大宮区高鼻町1丁目及び大宮区高鼻町3丁目
さいたま市立桜木公民館	大宮区桜木町1丁目から大宮区桜木町4丁目まで、大宮区錦町及び中央区新都心の一部
さいたま市立三橋公民館	大宮区三橋1丁目から大宮区三橋4丁目まで及び大宮区上小町
さいたま市立大成公民館	大宮区大成町1丁目から大宮区大成町3丁目まで及び大宮区榎引町1丁目
さいたま市立日進公民館	北区日進町1丁目、北区日進町2丁目の一部及び北区日進町3丁目、北区宮原町3丁目の一部、北区榎引町2丁目並びに北区大成町4丁目
さいたま市立宮原公民館	北区宮原町1丁目、北区宮原町2丁目、北区宮原町3丁目の一部及び北区宮原町4丁目、北区日進町2丁目の一部、北区大成町4丁目の一部、北区吉野町1丁目及び北区吉野町2丁目、北区奈良町並びに北区别所町
さいたま市立大砂土公民館	北区土呂町、北区土呂町1丁目及び北区土呂町2丁目、北区本郷町、北区今羽町並びに北区見沼1丁目から北区見沼3丁目まで
さいたま市立大砂土東公民館	見沼区大和田町1丁目及び見沼区大和田町2丁目、見沼区東大宮1丁目から見沼区東大宮7丁目まで、見沼区堀崎町、見沼区島町、

さいたま市立大砂土東公民館	見沼区島町1丁目及び見沼区島町2丁目、見沼区春岡1丁目の一部並びに見沼区大字砂
さいたま市立植竹公民館	北区植竹町1丁目及び北区植竹町2丁目、北区東大成町1丁目及び北区東大成町2丁目並びに北区盆栽町
さいたま市立大宮東公民館	大宮区高鼻町2丁目及び大宮区高鼻町4丁目、大宮区堀の内町1丁目から大宮区堀の内町3丁目まで並びに大宮区寿能町1丁目及び大宮区寿能町2丁目
さいたま市立指扇公民館	西区大字指扇、西区大字指扇領別所、西区大字宝来、西区大字峰岸、西区大字指扇領辻、西区大字中釘、西区大字高木、西区大字清河寺、西区大字内野本郷、西区大字西新井、西区大字平方領々家及び西区西大宮1丁目から西区西大宮4丁目まで
さいたま市立馬宮公民館	西区大字西遊馬、西区大字土屋、西区大字二ツ宮、西区大字飯田新田、西区大字塚本、西区大字植田谷本村新田、西区湯木町1丁目及び西区湯木町2丁目、西区塚本町1丁目から西区塚本町3丁目まで並びに西区プラザ
さいたま市立植水公民館	西区大字島根、西区大字三条町、西区大字植田谷本、西区大字中野林、西区大字飯田、西区大字水判土、西区大字佐知川及び西区大字昭和
さいたま市立片柳公民館	見沼区大字片柳、見沼区片柳1丁目及び見沼区片柳2丁目、見沼区片柳東、見沼区大字山、見沼区大字染谷、見沼区染谷1丁目から見沼区染谷3丁目まで、見沼区大字東新井、見沼区大字笹丸、見沼区大字御蔵、見沼区大字南中野、見沼区大字南中丸、見沼区大字中川、見沼区大字上山口新田、見沼区大字西山村新田、見沼区大字新右エ門新田、見沼区大字加田屋新田、見沼区加田屋1丁目及び見沼区加田屋2丁目、見沼区大字西山新田並びに見沼区大字見山
さいたま市立七里公民館	見沼区大字膝子、見沼区大字大谷、見沼区大字蓮沼、見沼区大字風渡野、見沼区大字東門前、見沼区大字東宮下、見沼区東宮下1丁目から見沼区東宮下3丁目まで、見沼区大字新堤並びに見沼区風渡野1丁目及び見沼区風渡野2丁目
さいたま市立春岡公民館	見沼区大字深作、見沼区春岡1丁目の一部、見沼区春岡2丁目及び見沼区春岡3丁目、見沼区深作1丁目から見沼区深作5丁目まで、見沼区春野1丁目から見沼区春野4丁目まで、見沼区大字丸ヶ崎、見沼区丸ヶ崎町、見沼区大字宮ヶ谷塔、見沼区宮ヶ谷塔1丁目から見沼区宮ヶ谷塔4丁目まで、見沼区大字小深作並びに見沼区御町1丁目及び見沼区御町2丁目
さいたま市立大戸公民館	中央区大戸1丁目から中央区大戸6丁目まで並びに中央区新中里1丁目から中央区新中里3丁目まで、中央区新中里4丁目の一部及び中央区新中里5丁目の一部
さいたま市立与野本町公民館	中央区本町東1丁目から中央区本町東7丁目まで、中央区本町西1丁目から中央区本町西6丁目まで、中央区八王子1丁目から中央区八王子5丁目まで、中央区円阿弥1丁目から中央区円阿弥7丁目まで並びに中央区桜丘1丁目及び中央区桜丘2丁目
さいたま市立上落合公民館	中央区新都心の一部及び中央区上落合1丁目から中央区上落合9丁目まで
さいたま市立下落合公民館	中央区大字下落合、中央区下落合2丁目から中央区下落合7丁目まで並びに中央区新中里4丁目の一部及び中央区新中里5丁目の一部
さいたま市立大久保東公民館	桜区大字上大久保、桜区大字下大久保、桜区大字大久保領家及び桜区大字神田
さいたま市立岩槻本丸公民館	岩槻区大字岩槻、岩槻区西町1丁目から岩槻区西町5丁目まで、岩槻区愛宕町、岩槻区日の出町、岩槻区美幸町、岩槻区宮町1丁目及び岩槻区宮町2丁目、岩槻区並木1丁目及び岩槻区並木2丁目、

さいたま市立岩槻本丸公民館	岩槻区西原、岩槻区西原台1丁目及び岩槻区西原台2丁目、岩槻区加倉1丁目から岩槻区加倉3丁目まで及び岩槻区加倉4丁目の一部、岩槻区大字加倉の一部、岩槻区大字上野の一部、岩槻区大字南辻の一部、岩槻区大字掛、岩槻区大字本宿、岩槻区大字平林寺、岩槻区大字馬込、岩槻区大字金重、岩槻区大字箕輪並びに岩槻区大字太田
さいたま市立岩槻本町公民館	岩槻区本丸1丁目から岩槻区本丸4丁目まで、岩槻区太田1丁目から岩槻区太田3丁目まで、岩槻区城町1丁目及び岩槻区城町2丁目、岩槻区本町1丁目から岩槻区本町6丁目まで、岩槻区東町1丁目及び岩槻区東町2丁目、岩槻区仲町1丁目及び岩槻区仲町2丁目並びに岩槻区加倉4丁目の一部
さいたま市立岩槻南部公民館	岩槻区府内1丁目から岩槻区府内4丁目まで、岩槻区城南1丁目から岩槻区城南5丁目まで、岩槻区大字加倉の一部、岩槻区大字谷下、岩槻区大字横根、岩槻区大字柏崎、岩槻区大字真福寺、岩槻区大字浮谷、岩槻区加倉5丁目、岩槻区原町、岩槻区大字尾ヶ崎、岩槻区大字尾ヶ崎新田、岩槻区大字釣上、岩槻区大字釣上新田、岩槻区大字野孫、岩槻区大字高曾根、岩槻区大字末田、岩槻区大字黒谷、岩槻区大字笹久保、岩槻区大字笹久保新田、岩槻区大字飯塚、岩槻区大字南下新井、岩槻区大字村国及び岩槻区美園東1丁目から岩槻区美園東3丁目まで
さいたま市立岩槻北部公民館	岩槻区大字慈恩寺、岩槻区大字表慈恩寺、岩槻区大字上野の一部、岩槻区大字小溝、岩槻区大字徳力、岩槻区大字古ヶ場、岩槻区大字相野原、岩槻区大字裏慈恩寺、岩槻区大字鹿室、岩槻区上野1丁目から岩槻区上野6丁目まで、岩槻区古ヶ場1丁目及び岩槻区古ヶ場2丁目、岩槻区上里1丁目及び岩槻区上里2丁目、岩槻区諏訪1丁目から岩槻区諏訪5丁目まで並びに岩槻区大字南辻の一部
さいたま市立岩槻城址公民館	岩槻区大字南平野、岩槻区南平野1丁目から岩槻区南平野5丁目まで、岩槻区大字長宮、岩槻区大字大野島、岩槻区大字増長、岩槻区大字大口、岩槻区大字大谷、岩槻区大字大戸、岩槻区大字新方須賀、岩槻区大字大森及び岩槻区東岩槻1丁目から岩槻区東岩槻6丁目まで
さいたま市立鈴谷公民館	中央区鈴谷1丁目から中央区鈴谷9丁目まで及び中央区上峰1丁目から中央区上峰4丁目まで
さいたま市立善前公民館	南区大字太田窪の一部、南区大字大谷口の一部及び南区大字円正寺
さいたま市立内野公民館	西区三橋5丁目及び西区三橋6丁目並びに西区宮前町

別表第2（第3条関係）

（一部改正〔平成16年教委規則8号・17年14号・19年11号・22年10号・24年13号・25年7号〕）

拠点公民館	地区公民館
さいたま市立指扇公民館	馬宮公民館、植水公民館及び内野公民館
さいたま市立大砂土公民館	日進公民館、宮原公民館及び植竹公民館
さいたま市立桜木公民館	大宮南公民館、大宮中部公民館、大宮北公民館、三橋公民館、大成公民館及び大宮東公民館
さいたま市立大砂土東公民館	片柳公民館、七里公民館及び春岡公民館
さいたま市立鈴谷公民館	大戸公民館、与野本町公民館、上落合公民館及び下落合公民館
さいたま市立田島公民館	土合公民館、大久保公民館、栄和公民館及び大久保東公民館
さいたま市立岸町公民館	領家公民館、浦和南公民館、上木崎公民館、大東公民館、仲本公民館、針ヶ谷公民館、本太公民館、仲町公民館、常盤公民館、北浦和公民館及び南箇公民館
さいたま市立文蔵公民館	南浦和公民館、谷田公民館、六辻公民館、西浦和公民館、別所公民館、東浦和公民館及び善前公民館
さいたま市立大古里公民館	三室公民館、尾間木公民館、原山公民館及び美園公民館

さいたま市立岩槻本丸公民館	岩槻本町公民館、岩槻南部公民館、岩槻北部公民館及び 岩槻城址公民館
---------------	--------------------------------------

別表第3 (第11条関係)

(追加〔平成16年教委規則8号〕、一部改正〔平成24年教委規則13号・26年3号・31年28号〕)

名称		単位	使用料 (1回につき)	備考
舞台装置	講演台	1台	200円	
	司会者用演台	1台	100円	
	電動スクリーン	1式	340円	
	グランドピアノ	1台	940円	調律料は含まない。
	ボーダーライト	1列	570円	
	シーリングライト	1列	570円	
音響・ 映像設備	拡声装置	1式	570円	カセットデッキ、CD及びMDを含む。
	プロジェクター	1式	1,040円	VTR、DVD、スライド、書画カメラ 及びパソコンを含む。
	プラズマディスプレイ	1台	520円	
その他	展示用パネル	1枚	100円	

備考 条例別表第1に規定するセンターの施設の使用料の利用区分に従い、午前、午後又は夜間の利用をもって1回、午前から午後まで又は午後から夜間までの利用をもって2回、全日の利用をもって3回の利用として計算する。

○さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則

平成26年10月1日  
教育委員会規則第17号

最終改正 令和5年3月28日教委規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システム（さいたま市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号）第1条に規定するさいたま市公共施設予約システムをいう。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設予約システムによるサービス)

第2条 施設予約システムにより行うサービスは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次条の施設（以下「施設」という。）の概要及び予約状況等の提供
- (2) 施設の利用の抽選による予約に係る手続
- (3) 抽選後の一定の期間に予約の入っていない施設（以下「空き施設」という。）の利用の予約に係る手続
- (4) 施設の利用の許可又は施設の利用の許可に係る事項の変更の許可若しくは承認（以下「施設利用許可等」という。）に係る申請（以下「施設利用申請」という。）

(対象施設)

第3条 施設予約システムを利用することができる施設は、次の表のとおりとする。

施設区分	施設名
公民館施設	さいたま市公民館条例（平成13年さいたま市条例第127号）第2条に規定する公民館
その他施設	さいたま市青少年宇宙科学館条例（平成13年さいたま市条例第125号）第1条に規定するさいたま市青少年宇宙科学館
	さいたま市宇宙劇場条例（平成13年さいたま市条例第126号）第1条に規定するさいたま市宇宙劇場
	さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）第2条に規定するさいたま市立大宮図書館

(一部改正〔平成30年教委規則15号〕)

(利用時間)

第4条 施設予約システムを利用することができる時間は、午前5時から午後12時までとする。

(利用者登録)

第5条 第2条第2号から第4号までに掲げるサービスを利用しようとする者は、あらかじめ第3条の表の左欄に掲げる施設区分（以下「施設区分」という。）ごと（その他施設として区分される施設については、施設ごと）に教育委員会の登録（以下「利用者登録」という。）を受けなければならない。

2 利用者登録の施設区分ごとの登録の種別及び当該種別が個人の場合の登録の資格については、次の表に定めるとおりとする。

施設区分	登録の種別	個人の場合の登録の資格
公民館施設	団体	
その他施設	個人又は団体	15歳以上の者（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在籍する者を除く。）

3 前項の資格以外の登録の要件については、教育委員会が施設ごとに別に定める。

4 利用者登録を受けようとする者（以下「利用者登録申請者」という。）は、さいたま市公共施設予約システム利用者登録（変更）申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請しなければならない。

5 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用者登録申請者を施設予約システムの利用者として登録する。

6 教育委員会は、利用者登録申請者に対し、必要に応じて運転免許証、旅券その他の身分を証明する



ものの提示を求めることができる。

(一部改正〔平成28年教委規則8号〕)

(利用者登録カード)

第6条 教育委員会は、利用者登録を受けた者（以下「登録者」という。）に対し、さいたま市公共施設予約システム利用者登録カード（様式第2号。以下「カード」という。）を交付するものとする。

2 カードの交付を受けた登録者は、カードの管理に十分な注意を払わなければならない。

3 登録者は、カードを譲渡し、貸与し、又は不正に利用してはならない。

4 登録者は、カードを紛失し、破損し、又は汚損したこと等により利用できなくなったときは、さいたま市公共施設予約システム利用者登録カード再発行申請書（様式第3号）により、カードの再発行を申請し、教育委員会が適当と認めたときは、再発行を受けることができる。

(暗証番号)

第7条 教育委員会は、第5条第4項の規定による申請の際に申出のあった暗証番号を施設予約システムに登録する。

2 登録者は、暗証番号を他人に漏らしてはならない。

(登録内容の変更等)

第8条 登録者は、登録した内容に変更が生じたときは、さいたま市公共施設予約システム利用者登録（変更）申請書にカードを添えて、速やかに申請しなければならない。

2 登録者は、登録を廃止しようとするときは、さいたま市公共施設予約システム利用者登録廃止届出書（様式第4号）にカードを添えて、届け出なければならない。

(利用の申請)

第9条 登録者は、施設予約システムを利用して、施設の利用の抽選による予約の申込み及び空き施設の利用の予約に係る申込みを行うことができる。

2 前項に規定する申込みの期間等は、別表第1のとおりとする。

3 登録者は、施設予約システムを利用して、施設の施設利用許可等に係る申請をすることができる。

(施設予約システム利用の一時停止又は利用者登録の廃止)

第10条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者の施設予約システムの利用を一定期間停止し、又は利用者登録を廃止することができる。

(1) この規則又は施設の管理について定める条例若しくは規則の規定に違反したとき。

(2) 施設の利用の抽選による予約の最終の申込みの日と、空き施設の利用の予約に係る最終の申込みの日のいずれか遅い日から施設ごとに教育委員会が定める期間、施設予約システムを利用していないとき。

(3) 施設の利用の予約後に施設を利用しないこととなった場合に、施設ごとに教育委員会が定める日までに利用の取消しを行わなかったとき。

(4) 指定の期日までに施設の使用料又は利用料金を納付しなかったとき。

(5) 偽りその他不正の手段により施設予約システムを利用したとき。

(6) 他の登録者の利用を妨げたとき。

(7) 登録者が死亡したとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、施設予約システムの管理上支障があるとき、又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

(帳票の出力)

第11条 施設予約システムにより出力される施設利用申請及び施設利用許可等の手続に係る申請書及び許可書兼領収書等の帳票は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にされているさいたま市公共施設予約システムの利用者登録及び暗証番号の登録は、それぞれ第5条第1項の規定による利用者登録及び第7条第1項の規定による暗証番号の登録とみなす。

3 この規則の施行の際、前項のさいたま市公共施設予約システムの利用者登録が現にされている者についての第10条第2号の規定の適用については、同号中「施設の利用の抽選による予約の最終の申込みの日と、空き施設の利用の予約に係る最終の申込みの日のいずれか遅い日」とあるのは、「平成27年1月5日」とする。

附 則（平成28年3月25日教委規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月28日教委規則第40号）

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年7月27日教委規則第15号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日教委規則第19号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

（一部改正〔平成30年教委規則15号〕）

施設区分		登録区分	抽選による 申込期間	抽選を する日	抽選の当選者による 予約の申込期間	抽選後の空き施設に係る 予約の申込 期間	
公民館 施設	抽選による 予約を行うため あらかじめ登録し た一の公民館（以下 「登録公民館」とい う。）	団体	利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月（以下「利用月」という。）の3月前の1日から14日まで	抽選の申込をした日の属する月（以下「抽選申込月」という。）の15日		抽選申込月の17日から利用日の前日まで	
			抽選による申込みなし。			利用月の2月前の1日から利用日の前日まで	
その他 施設	さいたま市青少年宇宙科学館を利用する場合	個人又は団体	市内	利用月の3月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から13日まで	抽選申込月の14日から利用日の10日前まで
			市外	抽選による申込みなし。			利用月の2月前の1日から利用日の10日前まで
	さいたま市宇宙劇場を利用する場合	個人又は団体	市内	利用月の4月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から13日まで	抽選申込月の14日から利用日の10日前まで
			市外	抽選による申込みなし。			利用月の3月前の1日から利用日の10日前まで
	さいたま市立大宮図書館を利用する場合	個人又は団体	市内	利用月の3月前又は6月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から、利用月の3月前から抽選による申込みを行う施設については13日まで、利用月の6月前から抽選による申込みを行う施設については20日まで	利用月の3月前から抽選による申込みを行う施設については抽選申込月の14日から利用日の前日まで、利用月の6月前から抽選による申込みを行う施設については抽選申込月の22日から利用日の7日前まで
			市外	抽選による申込みなし。			

その他施設	さいたま市立大宮図書館を利用する場合	個人	市内	抽選による申込みなし。	利用月の3月前の1日から利用日の前日まで
			市外	抽選による申込みなし。	利用月の3月前から抽選による申込みを行う施設又は抽選による申込みを行わない施設については利用月の2月前の1日から利用日の前日まで、利用月の6月前から抽選による申込みを行う施設については利用月の5月前の1日から利用日の7日前まで

別表第2（第11条関係）

（一部改正〔平成28年教委規則8号〕）

施設区分	帳票を使用する行為	帳票名
公民館施設	委員会が特別の事情があると認めた場合の利用の許可に係る申請	特別利用（変更）申請書（様式第5号）
	委員会が特別の事情があると認めた場合の利用の許可	特別利用（変更）許可書（様式第6号）
その他施設	利用の許可に係る申請	利用許可申請書（様式第7号）
	利用の許可に係る事項の変更の許可に係る申請	利用変更許可申請書（様式第8号）
	利用の許可	利用許可書兼領収書（様式第9号）
	利用の許可に係る事項の変更の許可	利用変更許可書兼領収書（様式第10号）

## さいたま市公民館運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市公民館条例（平成13年さいたま市条例第127号。以下「条例」という。）、さいたま市公民館条例施行規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第16号。以下「公民館規則」という。）及びさいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第17号。以下「システム規則」という。）に定めるもののほか、公民館の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用時間)

第2条 各施設の利用時間に係る区分は、別表のとおりとする。

- 2 市教育委員会（以下「委員会」という。）は、管理上支障がないと認められる場合は、前項の区分による利用時間の開始10分前から施設の利用を認めることとする。この場合において、各公民館の実情に応じ、利用の開始時間を更に繰り上げることができる。
- 3 委員会は、条例第7条（第21条において準用する場合を含む。）の利用時間について、条例第7条ただし書の規定により、第1項の区分の夜間（夜間1及び夜間2を含む。以下この項において同じ。）の利用の予約が無い場合にあっては午後5時15分まで、夜間の全ての利用が終了した場合にあってはその時点までに利用時間を変更するものとする。

### (登録の申請)

第3条 システム規則第5条第3項の要件は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館の目的に沿った活動を行う団体であること。
  - (2) 構成員が自主的に活動を行う団体であること。
  - (3) 団体の人数は、5人以上とし、そのうち市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（以下「市民等」という。）の割合が2分の1以上であること。
  - (4) 団体の代表者は、市民等で成年者であること。
- 2 利用者登録申請者は、システム規則第5条第4項に規定する申請をしようとするときは、公民館登録団体情報票（様式第1号）を併せて提出するものとする。

### (利用の申請)

第4条 空き施設に係る予約の申込みについて、次の各号に掲げる日における施設予約システムの利用時間は、システム規則第4条の規定にかかわらず、当該各号に定める時間とする。

- (1) 利用日の前日 午前5時から午後5時まで
  - (2) 抽選申込月の17日及び利用月の2月前の1日 午前8時30分から午後12時まで
- 2 抽選による予約の申込みをすることができる件数は、3件とする。
- 3 抽選後の空き施設に係る予約を当該抽選月においてすることができる件数は、抽選による予約と合わせて3件とする。
- 4 抽選後の空き施設に係る予約を当該抽選月の翌月以降にすることができる件数は、前2項による予約と合わせて6件とする。
- 5 第1項第1号及び公民館規則第8条第1項の規定により、当該利用日の前日午後5時以降の利用の申請は、原則として認めないものとする。

(特別利用)

第5条 公民館規則第8条第2項の規定による特別の事情があると認めた場合の取扱いについては、別に定める。

(利用条件等)

第6条 団体が施設を利用する場合は、条例及び公民館規則に定める事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 成年者を含む利用であること。
  - (2) 委員会の許可なく、不特定多数の者が参加する発表会、作品展示会、イベント等を開催しないこと。
  - (3) 施設の利用人数が定員内（最低利用人数を定める施設にあっては、別表の最低利用人数欄の人数から定員まで）であること。
  - (4) 楽器その他の大きな音が出る活動を行う場合は、他の利用者、近隣住民等に配慮すること。
- 2 団体は、自らの活動内容を明らかにするため、名簿、帳簿等の書類を整備するよう努めなければならない。
- 3 委員会は、第3条に規定する登録要件を確認するため、団体に対し、前項の書類又は利用日における利用者の名簿の提出及び当該利用者の身分証明書の提示を求めることができる。
- 4 委員会は、4名以下での施設の利用が6月以上継続する団体に対し、施設予約システムの登録の廃止を求めることができる。

(利用の停止等)

第7条 システム規則第10条第2号の施設ごとに委員会が定める期間は、2年間とし、委員会は、同号の規定に該当する団体の施設予約システムの利用を一定期間停止する。

- 2 システム規則第10条第3号の施設ごとに委員会が定める日は、利用日の前日とし、利用の取消しは、施設予約システムにより、利用日の前日の午後5時までに行わなければならない。

(管理上の立入り)

第8条 委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、施設内に関係職員を立ち入らせることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条第5項の規定は、令和4年7月1日から施行する。

# 公民館登録団体情報票

以下の項目について、該当する選択肢に○、該当する□欄に☑及び空欄に内容を記載をしてください。

利用者区分	青少年	女性	成人	高齢者	その他
主利用目的	会議・研修・講習会		音楽	伝統文化・趣味・教養	スポーツ 武道 体操・ダンス
※ 活動内容・プロフィール					
※ 活動週	第 週 ・ 不定期週		活動曜日	曜日 ・ 不定曜日	
活動時間帯	午前（ : ~ : ） 午後（ : ~ : ） 夜間（ : ~ : ）				
公民館以外の活動場所				活動分野	No.
活動目的	仲間づくり・交流		技術・技能向上	健康維持・増進	地域活動 仕事や就職 趣味・教養
構成	主な在籍年数	1年未満		1年～3年 4年～10年 10年以上	
	主な年齢層	親子	20歳未満	20～30代	40～50代 60～70代 80代以上 全年齢
メールアドレス	メールによる各種通知の受け取りができるようになります。登録はインターネット上で行えます。				

指導者情報	氏名(カナ)	( )		肩書	
	電話番号1	-	-	電話番号2	-
	住所	〒 -			

託児	なし・あり	*託児室のある施設のみ
----	-------	-------------

費用	入会費	なし・あり ( 円 )	指導者謝礼	円
	会費	なし・あり ( 円 / 毎月・毎年 )		

会員募集	新規入会	可・不可	「可」の場合	※ 入会条件	無・有 ( )			
			「あり」の場合	入会希望者への連絡方法	<input type="checkbox"/> 公民館から活動日情報を提供 → 希望者が団体を見学			
				<input type="checkbox"/> 公民館から連絡先を提供 → 教えてよい連絡先	<input type="checkbox"/> 代表者電話番号	<input type="checkbox"/> 連絡先電話番号		
※ 発信情報								

生涯学習情報システム登録希望	あり・なし	「あり」の場合	生涯学習情報システムへの登録が済み次第、団体情報登録決定通知書を発行します。情報の修正等につきましては、別途申請書を御提出いただくこともありますので、職員に御相談ください。
----------------	-------	---------	--

変更申請の場合は、以下の該当する各項目ごとに内容を記載してください。

<input type="checkbox"/> 登録公民館の変更 →	公民館から	公民館へ変更
<input type="checkbox"/> 代表者の変更 →	旧代表者(氏名)	<input type="checkbox"/> 変更了承済 <input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> 団体名の変更	<input type="checkbox"/> 代表者情報の変更	<input type="checkbox"/> 連絡先担当者の変更 <input type="checkbox"/> 連絡先担当者情報の変更 <input type="checkbox"/> その他
変更前の内容:		
<input type="checkbox"/> 有効期限の延長	<input type="checkbox"/> 情報票の内容の変更	利用者番号

★以下の1～3を必ずお読みの上、署名をお願いいたします。★

- 利用に際しての制限等【さいたま市公民館条例第9条～第13条参照（以下主なものを抜粋）】**
  - 専ら営利を目的とした事業、特定政党の利害に関する事業、特定宗教等を支持する事業等については利用できません。また、利用権の譲渡、物品の販売その他これに類する商行為、喫煙、所定の場所以外における飲食又は火気を使用する行為その他管理上支障がある行為は、禁止します。
- その他の注意事項**
  - 1 団体が複数の公民館で登録したり、団体名や代表者を変えて複数の登録をすることはできません。また、指導者が主体となった団体の登録はできません。
  - 構成人数は5名以上で、代表者（成年人）及び会員の半数以上が市内在住（在勤・在学含む。）であることが登録後も必要です。（施設利用に際して、登録要件等の確認のため名簿の提出や聞き取りを求める場合があります。）
- 申請書及び情報票の情報について**
  - 「会員募集」で「可」とした場合は、全公民館で情報を共有し、上記連絡方法により入会希望者に情報提供します。また、公民館が作成するサークル募集の一覧に掲載します。（連絡先等の個人情報は掲載しません。）
  - 生涯学習情報システムへの登録希望「あり」とした場合、団体名、構成人数、登録公民館名、この情報票の※印のついている項目が生涯学習情報システム上で公開されます。

上記1、2の事項を順守し、3の事項にも同意します。

代表者署名

連絡先担当者署名



## 令和5年度 さいたま市公民館要覧

令和5年8月発行

編集・発行／さいたま市教育委員会 生涯学習総合センター

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 1-10-18

シーノ大宮センタープラザ7階

電話：048-643-5651

FAX：048-648-1860

Eメール：shogai-gakushu-sogo@city.saitama.lg.jp

この冊子は300部作成し、1部当たりの印刷経費は239円です。